

必携

富山市消防団員活動マニュアル



守りたい人がいる、街がある。

全国消防イメージキャラクター『消太』

も く じ

◎ 富山市消防団組織	1
消防団員の心得	3
活動概要	3

第 1 章 消防団の災害活動

第 1 節 火 災

1 現場活動要領	4
2 残火処理	7
3 現場引揚と出動準備	7

第 2 節 震 災

1 震災時の活動原則	8
2 消防分団器具置場到着後の活動	9
3 現場活動要領	9

第 3 節 水 災

1 水防活動体制	1 1
2 水防工法	1 3
3 水防作業上の心得	1 4
4 水道管破裂時の水防活動	1 4
5 小河川・下水等の氾濫の水防活動	1 5
6 初期対応用土のう備蓄	1 5

第 4 節 土 砂 災 害

1 土砂災害警戒	1 6
2 災害現場活動	1 6
3 土砂災害の種類と兆候	1 6

第 5 節 風害・雪害

1 風害、雪害活動体制	1 8
2 情報収集	1 8
3 監視警戒	1 9
4 出動	1 9

第 6 節 警 戒

1 消防が行う警戒	2 0
2 火災警戒	2 0
3 消防警戒	2 1
4 水災警戒	2 2
5 消防特別警戒	2 2

第 2 章 住 民 指 導

1	住民指導の推進目標	2 4
2	住民指導時の留意事項	2 4
3	計画と進行準備	2 5
4	住民指導の留意事項	2 7
5	事故防止	2 8
6	住民指導のすすめ方	2 9
7	バケツリレーの取扱い指導	3 1
8	粉末消火器の取扱い指導	3 2
9	応急担架の取扱い指導	3 3

第 3 章 地域協力体制づくりの推進

1	地域と消防団	3 4
2	要配慮者が安心して暮らせる地域づくり	3 5

第 4 章 消防団員の安全管理

1	安全管理	3 9
2	訓練時の安全管理	3 9
3	災害時の安全管理	4 2

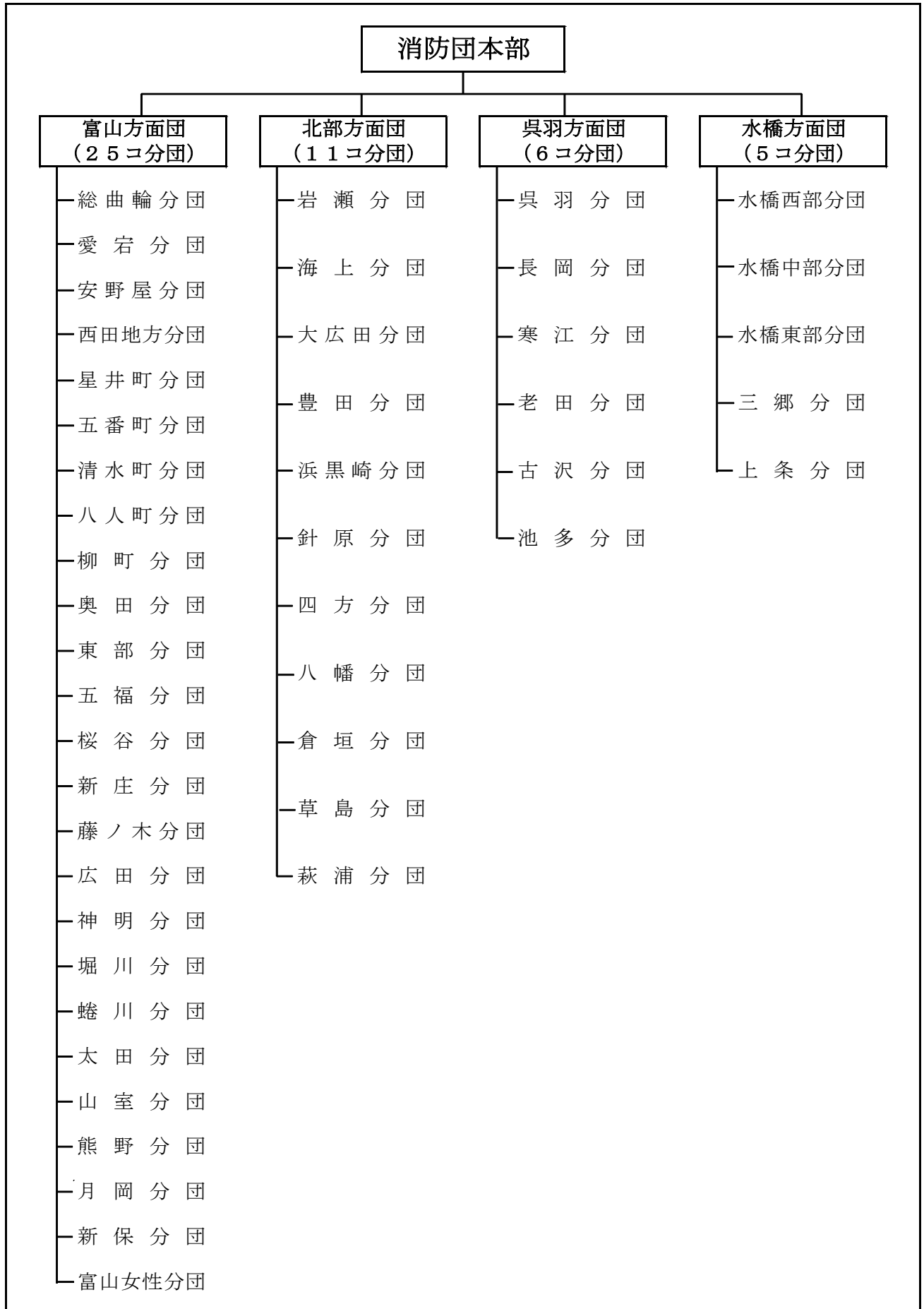
第 5 章 国民保護計画対応

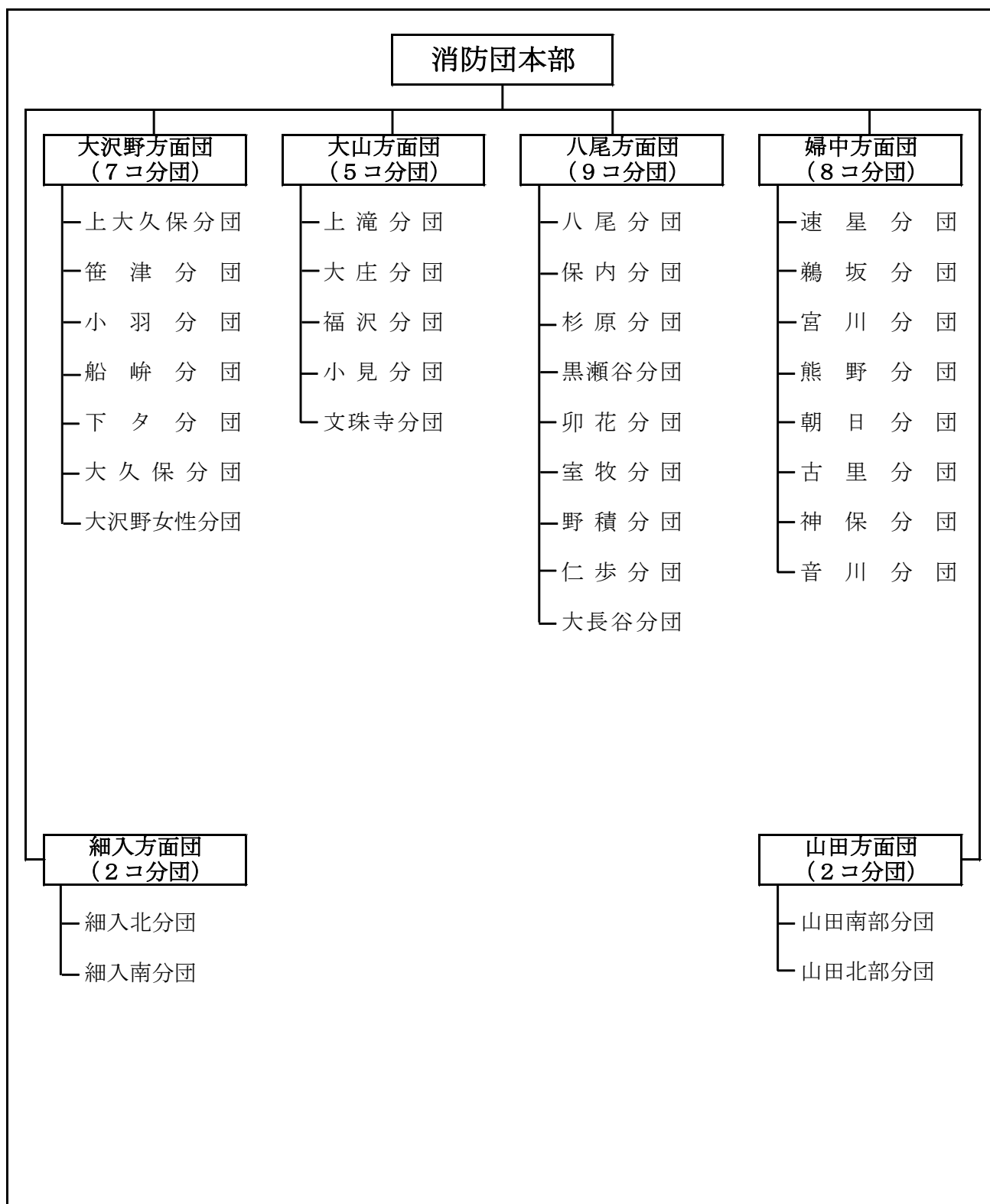
1	国民保護計画で定める災害活動	4 6
2	国民保護計画が対象とする事態	4 6
3	武力攻撃事態等の対処	4 6

資 料

1	富山市消防団出動計画	
(1)	消防団出動基準	5 0
(2)	建物火災出動計画	5 0
(3)	富山空港航空機火災等出動計画	5 3
(4)	石油コンビナート火災等出動計画	5 3
2	訓練礼式	5 5

富山市消防団組織





消防団員の心得

消防団は地域住民の最も身近な防災機関であり、その役割を果たすためには、日ごろから、火災、風水害、地震等の災害に対する実戦的な消防訓練を実施して、災害が発生した場合に的確に対応できる知識や技術を身につけておくことが必要である。また、住民に対する予防活動や自主防災組織への訓練指導など常に防災機関の中核的な役割を果たすことができるよう消防団員一人ひとりが資質の向上に努める姿勢が大切である。

活 動 概 要

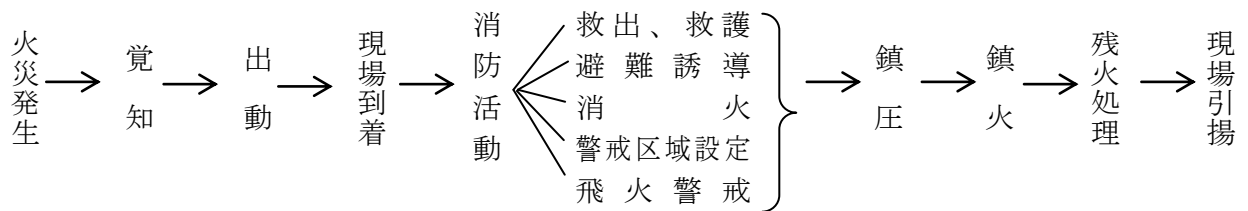
平常時の活動	災害時の活動
● 火災予防 ・ 広報紙の発行等 ● 消防訓練 ・ 各種訓練参加 ・ 住民訓練指導 (24～33 P) ● 調 査 ・ 空家、要配慮者等の把握 ● 点 検 ・ 消防水利 ・ 機械器具等 ● 研修会 ・ 各種研修会 ● 地域協力体制づくりの推進 (34～38 P) ● 警 備(警戒) ・ 雑踏、イベント等 (20・23 P) ● 安全管理 (39～41 P)	— 火災 (4～7 P) — 震災 (8～10 P) — 水災 (11～15 P) — 土砂災害 (16～17 P) — 風害・雪害 (18～19 P) — 各種事故 (水難・危険物漏洩等) — 国民保護計画対応 (46～49 P) ● 広 報 (6・22 P) ● 警 戒 (20～22 P) ● 安全管理 (42～45 P)

第1章 消防団の災害活動

第1節 火 災

1 現場活動要領

火災の発生から鎮火、現場引揚までの一連の活動は、おおむね次の順序で行う。



(1) 覚知

サイレン、電子メール、携帯電話、緊急連絡網等消防団の計画によって覚知する。

(2) 出動

ア 消防総合指令情報システム（119番受信から出動車両の選別、出動指令等一連の処理するシステム）による直近選別方式（災害地点に最も近い分団が出動する方式）による

(ア) 第1出動 4台（地元分団含む）

(イ) 第2出動 4台増隊

(ウ) 第3出動 4台増隊

イ 上記システムに障害が発生した場合は、富山市消防団出動計画（建物火災 P50～P52・富山空港航空機火災等 P53・石油コンビナート火災等 P53）による。

ウ 全市的な大規模災害等が発生した場合は、消防団長が別に指示する。

(3) 現場到着

現場到着後直ちに、消防署隊（以下「署隊」という。）の現場指揮者に到着報告し、活動指示を受け行動する。

なお、署隊が到着していない場合は、分団長等の活動指示により行動する。

(4) 消防活動

分団隊は原則として、自己隊の放水体形を確立するとともに、署隊と協力し活動するが、この場合の活動として次のような事項があげられる。

ア 情報収集

- (ア) 火元建物の家族、特に寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者、身体障害者等の把握
 - (イ) 火元建物等の危険物等の有無、位置、数量などの状況把握
 - (ウ) 関係者及び避難者等の状況把握
 - (エ) 地域住民を通じて各種情報の収集
- なお、収集した情報を現場指揮本部へ報告

イ 人命救助、避難誘導

- (ア) 火元及び延焼建物に隣接する建物からの関係者の人命救助及び避難誘導
ただし、火元、延焼危険建物等からの救助誘導は原則として署隊が実施
- (イ) 「避難行動要支援者」等に対する人命救助等は、次の手順により実施する。

※避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

※避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）に掲載する者の範囲
生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件のいずれかに該当する者で、住所・氏名・生年月日等の個人情報、消防等の関係者へ提供することに同意された者。

- ① 要介護３～５の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳１級及び２級の交付を受けている者
- ③ 療育手帳の重度（Ａ）の判定を受けている者
- ④ 本市の在宅ひとり暮らし高齢者台帳に掲載されている者
- ⑤ その他、災害時に地域の支援が必要な者で、申し出のあった者

※「避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）」は第３章Ｐ３７参照

名簿は各分団へ定期的に配布する。

- a 現場到着後は、直ちに居場所を確認
- b 避難状況・安否の確認
- c 署隊へ情報の提供

ウ 水利部署

- (ア) 原則、鉄軌道や著しく交通量の多い主要道路を横断して、消防ホースを延長して活動しなければならない水利は使用しない。

止むを得ず、有効な水利を得るため上記の活動を行わなければならない場合は、現場指揮者へ報告し指示を受ける。

- (イ) 警察官により交通規制がとられている場合は、鉄軌道や主要道路を横断して消防ホースを延長するなどの消防活動を行うことができる。
- (ウ) 水量の少ない河川等に部署した場合は、せき止め及び吸管の固定並びに吸水障害を排除する。
- (エ) 努めて地元分団は自然水利に部署する。

エ 各種資器材の搬送

- (ア) 積載梯子
- (イ) 破壊器具
- (ウ) その他必要資器材

オ 消火活動

原則、鉄軌道や著しく交通量の多い主要道路を横断して、消防ホースを延長するなどの消防活動は行わない。

- (ア) 火元建物の火勢鎮圧並びに延焼防止のための注水
- (イ) 署隊と連携して火勢の鎮圧注水
- (ウ) 署隊の人命救助活動時における援護注水
- (エ) 消火活動上の障害を排除
- (オ) 放水時の漏水防止処置
- (カ) 積載梯子の架梯並びに確保
- (キ) 延長ホースの曲折部等の修正
- (ク) とび口を活用して注水障害物を除去
- (ケ) 通行車両の誘導（ホースブリッジの監視等）
- (コ) その他必要な処置

カ 広報

拡声器又は拡声装置を活用した広報活動

- (ア) 群衆整理
- (イ) 災害状況
- (ウ) 飛火警戒等
- (エ) ガス、油類等の流出時の警戒
- (オ) その他必要な事項

なお、広報を行う場合は、原則として現場指揮本部の指示を受けてから行う。

キ 警戒

- (ア) 消防警戒区域（P 2 1 参照）の設定
 - a ロープ等による消防警戒区域の設定並びに当該区域への出入の禁止若しくは制限
- ※ 現場指揮者の下命を受けて、区域を設定する。また、区域設定を完了した場合は、現場指揮者へ報告する。

- b 現場保存区域の監視
- (イ) 飛火警戒
 - a 高所見張り、巡視等による飛火火災の早期発見
 - b 消防ポンプ自動車の移動配備

2 残火処理

残火処理は、現場保存の観点から現場指揮者の指示により行う。

残火処理時の一般的留意事項として次のことがあげられる。

- (1) あらかじめ担当面を定めて残火処理の徹底を図る。
- (2) 高い所を先に消火し、順次低い所に移行する。
- (3) 周囲から順次中央部に移行する。
- (4) たい積物に火が残っているときは、おおっている物を取り除いたり、掘り返したり除去しながら筒先を差し込んで消火する。
- (5) 筒先の圧力を低くし、状況によっては筒先をはずして注水する。
- (6) 防水シート等を活用し、水損防止を図る。
- (7) 天井裏、床下、屋根裏等火の潜在のおそれのある所は、部分的に破壊を行うなど特に念入りに消火する。
なお、破壊を行う場合は、原則として現場指揮本部の指示を受けてから行う。
- (8) 隣接建物の屋根などは残り火が潜在しているおそれがあるので特に注意する。

3 現場引揚と出動準備

現場引揚は、現場指揮者の指示によって行い、次の火災に備える。

- (1) 資器材等を撤収する。
- (2) 資器材と消防ポンプ自動車を現場点検する。
ポンプ、水配管及び吸管から完全排水した後、ドレンコック等を確実に閉止する。
- (3) 引揚げ後は、積載品、燃料、オイル等の補給及びホース等を補充する。
- (4) 使用した防火水槽等の充水をする。

4 車両動態の管理

火災出動した場合は、消防ポンプ自動車に取付けている車両動態管理装置(AVM)により、出動から帰署までの車両動態管理装置を操作し、消防総合指令情報システムに登録する。(他の災害出動の場合も同じ)

第2節 震 災

1 震災時の活動原則

(1) 地震に備えて

ある日突然の大地震に備えて、対応できる態勢を整えておく。

それには平素から地震についての知識を高め、地震災害の特徴や危険性を理解するとともに、消防団員として任務遂行に必要な知識の修得と体力・技能の練成に努めておくことが必要である。

(2) 非常配備体制

ア 非常招集

種 別	災 害 事 象	参集場所
非常配備	・震度5弱以上の地震が発生したとき ・津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・消防局長（本部長）が必要と認めたとき	分団器具置場
※ 上記以外の場合でも震災の状況により、参集人員や地域を限定し非常招集命令が発令される場合がある。 ※ 気象庁が、地震等に対する「特別警報」を発表した場合、全分団員が各分団器具置場へ参集し、非常配備体制をとる。		

(3) 参集場所

ア 消防団長は消防局（消防災害対策本部）へ参集する。

ただし、交通障害等で消防局へ参集できない場合は、最寄の消防署へ参集し、その旨を消防局へ連絡する。

イ 各方面団長、方面副団長、女性消防団員は所轄消防署（消防署災害対策本部）へ参集する。

ただし、交通障害等で所轄消防署へ参集できない場合は、最寄の分団器具置場へ参集し、その旨を消防署へ連絡する。

ウ 各分団員は所属の分団器具置場へ参集する。

ただし、交通障害等で所属の分団器具置場へ参集できない場合は、その旨を分団長等へ連絡する。また、津波警報又は大津波警報が発表されたとき、北部方面団海上分団器具置場への参集は、警報の解除等状況を考慮して実施する。

※ 各方面団長が消防局（消防災害対策本部）へ参集する必要がある場合は、消防団長が招集する。

※ 水災、土砂災害、風害・雪害等の災害が発生した場合の招集時にも準用する。

(4) 参集手段

参集は徒歩又は自転車とし、原則、自動車は使用しないこととする。

(5) 参集時の服装及び携行品

ア 服装

原則として活動服とする。

イ 携行品

手袋、タオル、メモ帳、救助用具（バール、ジャッキ等）などを持参する。

(6) 参集時の留意事項及び報告

基本的な事項として次のことがあげられる。

ア 参集場所へ到着したときは、収集した情報の内容を分団長等に報告する。

分団長等は、所轄消防署へその内容を適時に報告する。

イ 出火防止、初期消火の呼びかけを行うとともに、自らも消火活動、救助・救急活動等に従事する。

ウ 火災の状況、道路の状況、橋梁の状況、崖崩れ、家屋等の状況、及び危険物貯蔵所等の被害情報を収集する。

エ 津波警報又は大津波警報が発表されたとき、津波浸水区域（※）内及び隣接する区域の分団員は、自己の安全を確保した後、津波に関する情報に注意しながら分団器具置場へ参集する。

※ 平成 25 年 3 月公表の「富山市津波ハザードマップ」における、津波浸水区域を指す。以下同じ。

2 消防分団器具置場到着後の活動

(1) 直ちに消防車両等を車庫外の安全な場所に移動し、出動態勢の確保を図る。

(2) 消防車両積載資器材等の点検を行い出動に備える。

(3) 消防車両の無線機(受令機)を開局して、災害発生状況等の情報収集に努める。

(4) 所轄消防署等からの無線による出動指令に注意し対応する。

(5) 消防分団器具置場の被害状況を調査し所轄消防署へ報告する。

(6) 参集してきた分団員数を適時に所轄消防署へ報告する。

(7) 参集した分団員は、消防分団器具置場へ到着するまでに知り得た情報を分団長等へ報告し、その後、分団長等は所轄消防署へ報告する。

(8) 津波警報等が発表されたときは、救命胴衣を着装し津波浸水区域より内陸側において、地域住民等に対し伝達するとともに、津波の情報収集に努める。

(9) 津波浸水区域内の活動については、津波警報の解除等状況を考慮し実施する。

3 現場活動要領

震災における活動は、おおむね次のように行う。

(1) 情報収集班

ア 地域住民の動向把握

イ 被害情報、道路障害等の情報の収集

ウ 火災及び救助事象の発見、通報

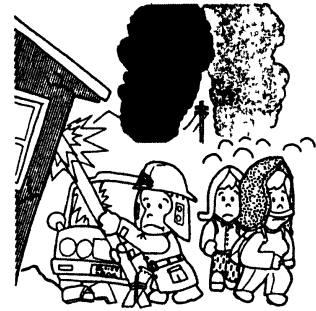
エ 指示、命令の伝達

オ 避難行動要支援者の安否確認



(2) 消火班

- ア 消火活動
- イ 鎮火後における残火処理
- ウ 延焼阻止線の設定（避難路の確保）

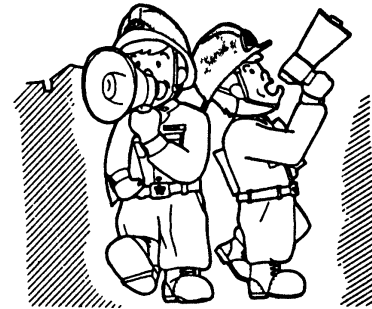


(3) 救助班

救助資機材を活用しての救助活動

(4) 住民指導班

- ア 出火防止の指示や呼びかけ
- イ 災害に遭遇した場合の初期対応
- ウ 救助、応急救護、負傷者の搬送
- エ 避難の誘導（※要配慮者の避難、誘導のポイント 37・38 P 参照）



※要配慮者

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者

(5) 署隊応援班

- ア 署隊の消火活動や救助・救急活動の応援
- イ 県内外からの応援部隊（緊急消防援助隊等）の誘導

第3節 水 災

1 水防活動体制

市内における水災を警戒し、防ぎよするために、気象情報その他により水災が予想されるときは、非常配備体制に伴い招集が発令される。

(1) 非常配備体制の発令基準は次のとおりである。

種 別	配 備 の 内 容	発 令 基 準
第1 非常配備 (全分団員の 約1/3)	少数の人員をもってこれにあたり、情報の収集及び連絡等の業務を主とし、事態の推移によっては、直ちに招集、その他の活動ができる態勢を整えておくものとする。	1 市の区域に大雨若しくは洪水注意報若しくは波浪警報の一以上が発表され、又は高潮と波浪の注意報が同時に発表され、今後の気象情報と水位及び流量情報に注意と警戒を必要とするが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、かなり時間的余裕のある場合で本部長が指令したとき。 2 その他必要により本部長が指令したとき。
第2 非常配備 (全分団員の 約2/3)	所要の人員をもってこれにあたり、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できるよう各種機関と十分連携し、万全の水防態勢を整えるものとする。	1 市の区域に大雨、洪水及び高潮警報の一以上が発表され、水防活動を必要とする事態の発生が予想され、水位及び流量が指定水位及び指定流量に達し、今後増水等のおそれがあり、水防活動の開始が考えられる場合で本部長が指令したとき。 2 その他必要により本部長が指令したとき。
第3 非常配備 (全分団員)	所属人員全員をもって、これにあたる。	1 事態が切迫して水防活動の必要が予想されまたは事態の規模が拡大し第2配備では対処できないと考えられる場合で本部長が指令したとき。 2 その他必要により本部長が指令したとき。
※ 気象庁が、雨等に対する「特別警報」を発表した場合、全分団員が分団器具置場へ参集し、非常配備体制をとる。		

※ 非常配備体制に伴う消防団員の非常招集命令は、消防災害対策本部が設置され、本部長の判断により発令される。

(2) 監視及び警戒

ア 堤防等監視

所轄消防署の指示に基づき、消防団は関係河川及び海岸堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められるときは、消防署へ報告する。

イ 非常警戒

水防区域の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心に巡回を行う。巡回の際は、特に次の状態に注意を払う。

- (ア) 裏法(堤防斜面の居住地側)の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- (イ) 表法(堤防斜面の川側)で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (ウ) 天端(堤防の上端、上面)の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防の溢水(水があふれる)状況
- (オ) 樋門(排水門、取水門)の両袖又は底部からの漏水と扉の閉り具合の異常
- (カ) 橋りょうその他の構造物と堤防の取付部分の異常

(3) 出動

ア 出動準備

次の場合には、出動準備の指示がなされる。

- (ア) 河川の水位が水防団待機水位(指定水位)及び指定流量に達し、上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき
- (イ) 高波又は高潮の危険が予想されるとき
- (ウ) 気象状況等により洪水等の危険が予知されるとき、または、津波については安全が確保できる時間的余裕があるとき

イ 出動

次の場合には、出動して、警戒配置につく。

- (ア) 水防警報が発せられたとき
- (イ) 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒流量に達し、上昇のおそれがあり、危険を予知したとき
- (ウ) 気象状況等により洪水等の危険を認めるとき、または、津波については安全が確保できる時間的余裕があるとき

ウ 待機

次の場合には、津波の危険がない場所で待機するもので、津波の危険がない箇所での水防活動は妨げない。

- (ア) 津波に関する水防警報「待機」が発せられたとき
- (イ) 気象庁から津波警報又は大津波警報が発表され、安全確保が困難な場合

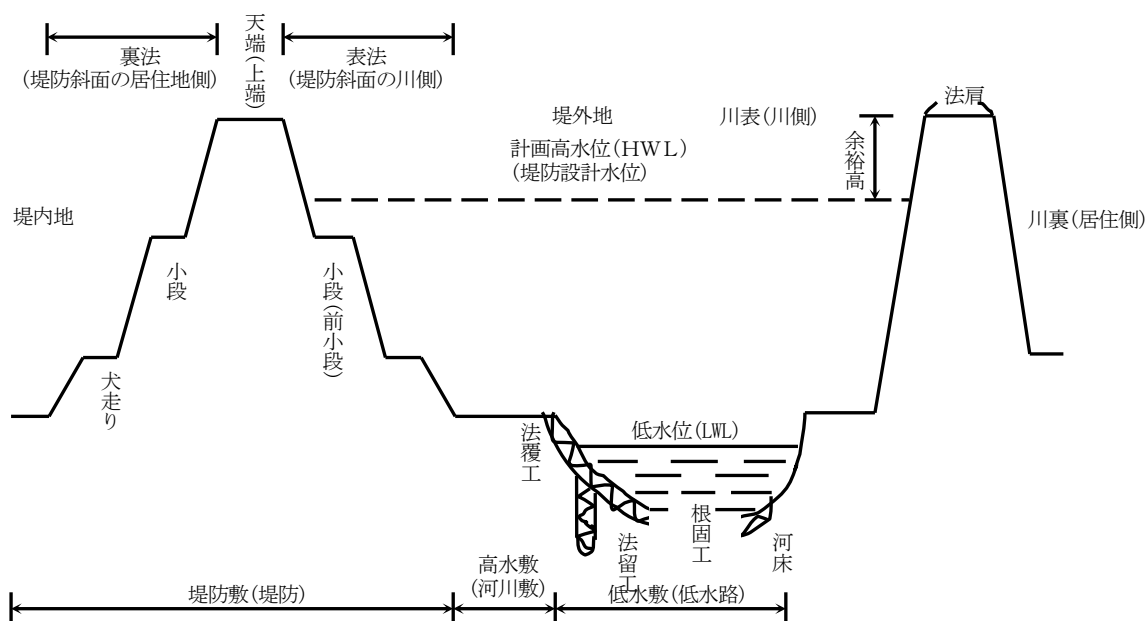
※用語の解説

用 語	内 容
水防団待機水位 (指 定 水 位)	河川の水位が上昇し、洪水のおそれがあるときに水防管理団体が出動の準備を始めるための目安となる水位
氾 濫 注 意 水 位 (警 戒 水 位)	水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、または出動の準備に入る水位

避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって、洪水による被害の発生を特に警戒すべき水位をいう
氾濫危険水位 (危険水位)	氾濫のおそれが生じる水位
堤防設計水位 (計画高水位)	河川を整備する上で基本となる水位であり、河川整備の計画において設定された洪水流量を流すことができる最高水位として設定された水位
量水標管理者	量水標(川の水位を測るために川岸などに設置される水位観測施設)の管理者

2 水防工法

(1) 水防工法は、水害の状態、河川の状況、資器材等によっていろいろな方法がとられますが、ここにあげたのはよく行われる水防工法である。



水防工法の種類

- ア 越水に対する工法
- イ 漏水に対する工法
- ウ 洗掘に対する工法

(2) 越水に対する工法

越水をはじめた場合、越水深の増加、堤防の損傷等に留意しながら、破堤時の安全対策を確認して、土のう積で堤防を高くする方法がある。

工法種別	工 法 概 要	主要資器材
積土のう工法	堤防天端(上端)に土のうを所用の高さに積み重ねる。	土のう、杭又は竹

(3) 漏水に対する工法

漏水口の周囲に築堤して水圧を弱め、漏水孔の拡大を防止する方法で、裏法(居住地側堤防斜面)側に設定する。

工法種別	工 法 概 要	主要資器材
月の輪工法	裏(居住地側)小段、裏法(堤防斜面の居住地側)先にかかるように、半円形に土のうを積み上げる。	土のう、むしろ、杭、とい

(4) 洗掘に対する工法

洗掘には、激流による法面が洗掘されるもの、波欠けによるもの等があり激流によるものに対する予防及び拡大防止には、シート張り、立てかご、木流し、川倉等の工法がある。

工法種別	工 法 概 要	主要資器材
シート張り工法	表法面の波欠けに対して化繊布シートで被覆する。	シート、竹、杭、土のう、ロープ
立てかご工法	じゃかごを法面に縦に配置し洗掘面を被覆する。	じゃかご、石、杭、ロープ、結石穴閉じ線、竹
木流し工法	枝、葉の繁茂した樹木により洗掘面を被覆する。	立木、土のう、土のうくり縄、鉄線
川倉工法	深堀水箇所、わく組みなどを投入する。	わく組み、じゃかご

3 水防作業上の心得

- (1) 命令または指令がないにもかかわらず、部署を離れるなどの勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は常に危険に対する警戒心を弛めず、どのような環境においても冷静さを保持する。
- (3) 夜間にあつては、特に言動に注意し、みだりに「溢水」や「破堤」等の想像による言動を発してはならない。
- (4) 命令、指令及び情報の伝達は特に迅速、正確並びに慎重を期し、みだりに人心を動揺させないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がける。
- (5) 洪水時において、堤防に異常がおきる時期は、滞水時間にもよるが、だいたい水位が最大のときまたはその前後である。

4 水道管破裂時の水防活動

(1) 作業上の留意事項

ア 舗装道路下での水道管事故においては、水の漏えい箇所の路面下が相当の範囲にわたり洗掘されるのが通例であり、不用意に接近すると路面陥没等により二次災害が発生するおそれがあるので十分留意する。

イ 地下室等への浸水は、二次災害を起こすおそれがあるので十分留意する。

ウ 事故現場はもちろん、排水のため開放した雨水ます、マンホール等への団員及び住民等の転落防止に留意する。

エ 付近住民に浸水防止等の自衛処置を呼びかける。

オ 現場が急傾斜地の場合は、流水により家屋の地盤等が洗掘され、崖崩れや家屋の倒壊につながることもあるので留意する。

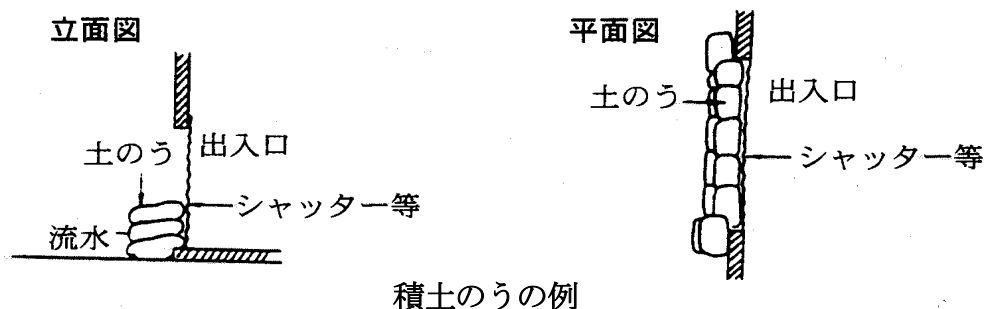
(2) 浸水防止作業要領

付近の河川、公共溝渠、下水道等へ次により噴出水の誘導排除を行う。

ア 区域内の雨水ます、マンホール等のふたを開放する。

水深がありマンホール等のふたの位置がわからないときは、バール、とび口等で突いて探す。

イ 積土のう、防水シートと積載はしご、その他付近にある木材、石材、雨戸等を活用して、要所にせき止めを行って流水方向の変換又は地下建築物、家屋等への浸水防止を実施する。



5 小河川・下水等の氾濫の水防活動

(1) 都市への人口集中に伴い、河川流域等広域にわたる市街化が進み、道路はことごとく舗装され、雨水が浸透する土の部分が減少したことによって、自然遊水池機能が低下し、降雨は短時間のうちに中小河川に流入して一気に増水又は氾濫する。

また、河川にのみきれなくなった水は、下水マンホール等から逆流して、しばしば浸水被害を発生させる。

(2) 活動要領

人命救助、避難誘導（原則的には署隊が実施し、団員は補助を行う。）

ア 浸水地における救助及び誘導は危険が大きいため、水深が浅く凹凸の少ない場所、道路を選定する。

イ 流速にもよるが、活動の限度を腰までの深さとする。

ウ 避難する住民の持ち物は最少限に制限する。

エ 流れの中を避難するときは、ロープを展張し、このロープに小綱等を用いて命綱を設定して渡る。

オ 救命ボート、救命胴衣等の資器材を有効に活用する。

6 初期対応用土のう備蓄

(1) 各消防署・所

(2) 各分団器具置場

(3) 各地区センター

第4節 土 砂 災 害

1 土砂災害警戒

大雨による土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）が指定されている。県砂防課と同気象台が地中の推定水量と実際の降水量を分析した上で、がけ崩れと土石流の2ケースについて、災害発生のおそれが高いと判断された場合に「土砂災害警戒情報」が発令される。

避難には通常、約2時間の準備が必要とされることから、災害発生予想時間の2時間前に「平地部」「山間部の東」「山間部の西」の地域に分けて警戒情報が発令され、状況に応じて消防団員が招集される。

2 災害現場活動

消防団は、所轄消防署の指示に基づき活動を実施する。

(1) 所轄消防署と連携して、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の災害発生兆候等について調査活動を実施する。

(2) 避難勧告の発令に伴い、状況に応じて、住民に対して避難の巡回広報を実施する。

(3) 救助を必要とする災害が発生したときは、所轄消防署の指示に基づき連携した活動を実施する。

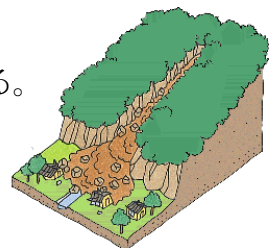
3 土砂災害の種類と兆候

(1) 土石流

谷や斜面に溜まって土や石、砂などが大雨の水と一緒に一気に流れ出して起こります。破壊力が大きく、また、速度も速いため、大きな被害をもたらす。

土石流の兆候

- ア 山鳴りや立ち木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる。
- イ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
- ウ 川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める。

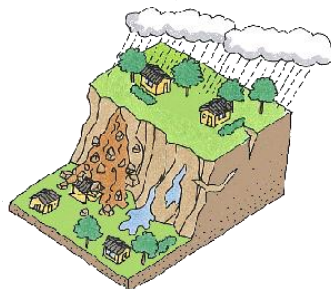


(2) がけ崩れ

地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちるのが、がけ崩れです。突発的に起こり、瞬時にして、崩れ落ちるので、逃げ遅れる人も多く、被害が大きくなる。

がけ崩れの兆候

- ア がけから出てくる水が濁る。
- イ がけに亀裂が入る。
- ウ 小石がパラパラ落ちてくる。

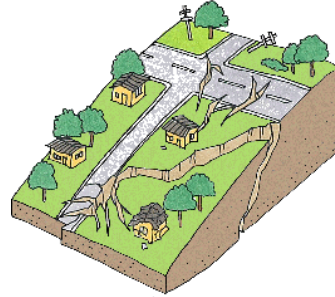


(3) 地すべり

比較的穏やかな斜面において、地中の粘土層などの影響でゆっくりと動き出す現象です。一度に広範囲で発生するために、住宅や道路、鉄道などに大きな被害を及ぼす。

地すべりの兆候

- ア 地面にひび割れができる。
- イ 沢や井戸の水が濁る。
- ウ 斜面から水が吹き出す。



第5節 風 害 ・ 雪 害

1 風害、雪害活動体制

市内における風害、雪害を警戒し、防ぎよするために、気象情報その他により風害、雪害が予測されるときは、非常配備体制に伴い招集が発令される。

(1) 非常配備体制の発令基準は次のとおりである。

区分・種別		状 況	招集種別
風 害	第1 非常配備 (全分団員の約1/3)	・台風の接近による被害が予想される場合。	1 号招集
	第2 非常配備 (全分団員の約2/3)	・台風が大型で北陸地方に接近すると予想される場合。 ・強風による被害が発生し、さらに続発すると予想される場合	2 号招集
	第3 非常配備 (全分団員)	・台風により被害が広範囲に及び、さらに増大が予想される場合。	3 号招集
雪 害	第1 非常配備 (全分団員の約1/3)	・積雪による消防活動障害が予想される場合。 ・雪害の発生が予想される場合。	1 号招集
	第2 非常配備 (全分団員の約2/3)	・積雪による消防活動障害が著しい場合。 ・雪害の発生が予想され、又は発生した場合。	2 号招集
	第3 非常配備 (全分団員)	・積雪による消防活動障害がさらに増大すると予想される場合。 ・雪害が発生し、その被害が広範囲に及ぶと予想される場合。	3 号招集
※ 気象庁が、風・雪に対する「特別警報」を発表した場合、全分団員が分団器具置場へ参集し、非常配備体制をとる。			

※ 非常配備体制に伴う消防団員の非常招集命令は、消防災害対策本部が設置され、本部長の判断により発令される。

2 情報収集

(1) 風害に関する情報

- ア 気象に関する予警報
- イ 波高、風向に関する情報

(2) 雪害に関する情報

- ア 気象に関する予警報
- イ 降雪・積雪に関する情報
- ウ 低温・融雪等に関する情報

3 監視警戒

(1) 気象台から注意報、警報等が発令され、台風が接近した場合は、管内の警戒パトロールを厳重に行うとともに危険箇所等の監視を行う。

(2) 監視警戒要領

ア 風害の警戒巡視

- (ア) 建造物の倒壊状況
- (イ) 工作物、樹木等による二次的災害状況
- (ウ) 海岸付近の船舶被害状況
- (エ) その他必要と認められる事項

イ 高潮等の警戒巡視

- (ア) 海岸線及び河口付近の溢水、浸水状況
- (イ) 木造家屋の被害状況
- (ウ) その他必要と認められる事項

ウ 雪害の警戒巡視

- (ア) 道路の積雪、圧雪状況及び通行障害の状況
- (イ) 雪すてによる河川の溢水
- (ウ) 積雪による消防ポンプ車水利部署障害
- (エ) 積雪による建物倒壊危険
- (オ) その他必要と認められる事項

4 出動

(1) 一次出動

調査、情報収集又は災害対応のために、消防分団隊が出動

(2) 特命出動

ア 一次出動隊の要請により出動

イ 覚知の状況により、消防分団隊が出動

第6節 警 戒

1 消防が行う警戒

(1) 大きく分けると次の4つがある。

- ア 火災警戒
- イ 消防警戒
- ウ 水災警戒
- エ 消防特別警戒

(2) これらの警戒は、署隊の活動を支援する立場から消防団が直接担当する機会が多くなる。

なお、警戒にあたっては、次のことに留意して実施する。

- ア 指揮者の命により統一ある行動をとる。
- イ 規律ある行動をとる。
- ウ 服装の統一を図る。
- エ 指定された場所以外での喫煙はしない。
- オ 消防車両の運行時は、交通法規を遵守して分隊で行動する。

2 火災警戒

火災警戒は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときに行われる警戒をいう。

警戒にあたっては、消防長若しくは消防署長又は委任を受けた消防吏員・消防団員が、火災の発生する以前の段階においてその警戒区域を設定します。

区域内では火気の使用を禁止し、区域への出入を禁止し若しくは制限したり又は退去を命じる。

(1) 火災警戒区域の設定範囲

火災警戒区域を設定するということは、一時的に住民の行動を制限する。このことから設定範囲の決定にあたっては、災害発生危険の排除、措置、消防活動が迅速に、そして円滑に行動できる必要な区域を確保しなければならない。

そのためには現場到着時においては、安全を考慮して警戒区域は大きめに設定し、危険範囲を確認した後、順次、警戒区域の縮小を図る。

(2) 火災警戒区域の設定要領

署隊到着時に火災警戒区域設定の指示を現場指揮本部から受けた場合は、署隊に協力し、ロープ等により警戒区域を設定する。

- ア ガス、危険物等の漏えいは、拡散が速く、また風向きや地形によってはかなり広範囲に危険をもたらすことがあるので署隊との情報連絡を密にして警戒区域を設定する。

警戒線設定は、外周の消防車停車位置を警戒線として一般住民等の退去を命じ、ロープ等を使用して明示し、その区域内の火気使用の禁止と火災警戒区域であることを呼びかける。

イ 火災警戒区域が設定された場合、当該区域に出入できる者は次のように定められている。

- (ア) 警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者
- (イ) 事故が発生した消防対象物又は船舶の勤務者で、当該事故に係る応急作業に関係がある者
- (ウ) 電気、ガス、水道等の業務に従事する者で、当該事故に係る応急作業に関係がある者
- (エ) 医師、看護師等で、救護に従事しようとする者
- (オ) 消防吏員及び消防団員のほか、災害対策基本法又は災害救助法に基づく指定行政機関の職員、警察官等で消火、救護、応急作業等の業務に従事する者
- (カ) 消防長又は消防署長が特に必要と認める者

3 消防警戒

消防警戒は、火災の現場における消防活動又は火災の調査のために行われる警戒をいう。

警戒にあたっては、消防吏員又は消防団員が火災現場において一定の時間・区域を設定して、関係ある者以外の者の立ち入りを禁止し若しくは制限し又は退去させる必要があるときに実施する。

(1) 消防警戒区域の設定要領

消防団員は、署隊に協力し、消防活動上必要な範囲をロープ等により明示して次の要領により警戒区域を設定する。

- ア 火点を中心として、風下側を広くとり、道路境界等を警戒線とする。
- イ 建築物の配列、構造等による延焼又は倒壊危険を考慮し設定する。
- ウ 高圧ガス、アセチレンボンベ等がある場合は、それらの爆発危険を考慮して設定する。
- エ 警戒区域が設定された場合、その区域に出入りできる者は次のように定められている。
 - (ア) 区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援しようとする者
 - (イ) 区域内にある消防対象物又は船舶の勤務者
 - (ウ) 電気、ガス、水道、通信、交通等の業務に従事する者で、消防作業に関係がある者
 - (エ) 医師、看護師等で救護に従事しようとする者
 - (オ) 報道に関係する業務に従事する者
 - (カ) 消防長又は消防署長があらかじめ発行する立入許可の証票を有する者

(キ) 消防吏員及び消防団員のほか、災害対策基本法又は災害救助法に基づく指定行政機関の職員、警察官等で消火、救護等の業務に従事する者

(2) 住民に対する広報

警戒区域を設定した場合、ロープ等で明示するだけでは不十分であり拡声器等を利用し警戒区域を設定した理由を簡潔に表現して、当該地域住民や通行人等に周知徹底を図り協力を求める。

(3) 消防警戒区域設定時の留意事項

火災現場付近の住民は警戒区域の設定によって行動に制約を受けます。火災の状況に応じた必要最小限の範囲にとどめ必要以上に住民の行動を制限しないよう考慮する。

4 水災警戒

気象情報、被害状況により水災非常配備体制が発令されます。

また、集中豪雨等による局地的な被害の発生が予想され、若しくは発生した場合は参集人員や地域を特定して発令されることがある。

(1) 水災警戒区域の設定

消防団員は、水災が発生し又は発生しようとしている場合において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立ち入りを禁止し、又は当該区域から退去させる等の措置を行う。

(2) 水災警戒要領

ア 情報収集

河川等の状況、その他被害発生の危険箇所等の状況を把握する。

イ 監視警戒

河川等の水位、潮位、水防施設物及び水防発生危険箇所等の状況を把握するための監視警戒を行う。

※ 上記ア、イの内容を適時に、所轄消防署へ報告する。

5 消防特別警戒

雑踏混乱等に伴う災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合に人的、物的被害を最小限にとどめるため、必要な人員と資器材等を警戒本部等に配置し対処する。

(1) 警戒を必要とする事象は、次のとおりである。

ア 社会的に重要な公的行事、会議等

イ 行幸等

ウ 地域的行事、催物等

エ 集団行動

オ 年末年始

カ その他必要と認める事象

(2) 警戒の実施

消防団長又は方面団長は、所轄消防署長から要請があった場合又は管轄区域の催物等の開催に伴い、災害の未然防止等に対処するため必要があると判断した場合は、署長と協議のうえ分団を指定するなどして警戒を実施することができる。

(3) 警戒の実施要領

消防団長又は方面団長は、警戒班を編成する等、次の事項に配意して警戒を実施する。

ア 災害発生時、早期に対応できるよう必要資器材を準備する。

イ 必要に応じて可搬ポンプを移動配備する。

ウ その他消防団長又は方面団長が必要と認めたもの。

第2章 住民指導

消防団は、地域に密着した防災機関であり、地元における災害の予防警戒や災害活動に従事し、被害の未然防止や軽減を図っている。災害活動が発生してから被害を軽減するというよりも、被害を発生させないということが大切な事である。よく使われる言葉に「自分達のまちは、自分たちで守る」とありますが、これは住民一人ひとりの防災意識と防災行動力の向上を図るためのものである。

消防団員が、地域の防災リーダーとなって、積極的な防火指導を行い、住民と手を携え安全で住みやすい「災害に強い町づくり」に貢献することが望まれている。

住民指導の概要

1 住民指導の推進目標

住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、地域の防災力を高めることを目標とする。

2 住民指導時の留意事項

- (1) 平素から住民指導に必要な知識技術の習得に心掛ける。
- (2) 参加者が興味を持って取り組めるよう、内容の充実と実施場所などの環境づくりに配慮する。
- (3) 指導にあたっては、説明者が全体を見渡せる場所（位置）で、参加者の反応などを観察しながら行う。
- (4) 演技は、重要なポイントを丁寧かつ理論的に説明しながら行う。
- (5) 指導は、キビキビとした態度で行う。
- (6) 演技などに必要な資器材は、説明者の付近に整えて準備しておく。
- (7) 訓練にあたっては、参加者の熟練度などを把握し、段階的に向上できるように行う。
- (8) 気象的条件（暑さ・寒さ・風向）などについても配慮しながら行う。
- (9) 一方的な指導ではなく、質問の時間や休憩の時間を取り入れながら行う。
- (10) 参加者及び実施種目が多い場合は、必要な班編成を行いローテーション方式で同時に実施すると効率的である。

3 計画と進行準備

防災訓練の指導を要請された場合は、代表者などと十分に協議して、日時・場所・訓練の内容・参加者層（子供・主婦・高齢者等）を把握し、相手によく合った指導方法などを検討する。

また、指導用の資器材などの調達や訓練の円滑な運営を行うため、管轄する消防署などと連携をとり、助言又は担当者の派遣についても考慮する。

（１） 一般的な場合における実施計画とチェックは、次の表により行う。

1	訓練種別と内容	どのような訓練をどんな内容で行うか。
2	対象者と予定人員	どのような人が何人ぐらい参加するか。
3	実施日時	参加しやすい日時か。実施場所は。（○月○日○時～○時）
4	実施場所	①実施内容などに適した場所か。 消火訓練→（屋外） 応急救護・映写会・座談会→（屋内） ②内容に適した場所か。 対象者が集まりやすい場所か 予定人員が収容できる場所か 付近住民などの理解を得られるかについても考慮する。
5	広報の方法	多くの参加者を募るため広報の方法について検討する。 回覧板・チラシ・口コミ・広報紙 商店街などの拡声器・有線放送
6	使用の資器材	下表を参考に調達する。

防災訓練で使用する資器材

拡声器	トランジスターメガホン・ワイヤレスマイク等
消火用具	消火器・訓練用消火器・三角消火バケツ等
模擬火災用機材	オイルパン・点火棒・注水標的・てんぷら火災用鍋等
助燃材	廃材・油ボロ・灯油等

映画会・座談会で使用する資器材

拡声装置	拡声器等一式
視聴覚用資器材	映写機・フィルム・ビデオ・指導用チャート・展示用消火器・スクリーン・暗幕・予備電気コード等

- (2) 訓練内容・参加人員等を考慮した進行要領と指導人員などを検討する。
次の表は、一般的な例。

消防署等からの出向		有（ 人） ・ 無	進 行 予 定 時 間
資 器 材 等 の 調 達		有（ 人） ・ 無	
住 民 指 導 責 任 者		○ × 分 団 長	
安 全 管 理 者		○ ○ 副 分 団 長	
安 全 員 担 当		○○ 部 長 以 下 ○ 人	
資 器 材 の 調 達 担 当		○○ 部 長 以 下 ○ 人	
進 ↓ 行	司 会	□ ○ 部 長	9 時 3 0 分
	あいさつ	○ × 分 団 長	9 時 3 5 分
	〃	○ ○ 町 会 長	9 時 4 0 分
	訓練説明	○ ○ 部 長	9 時 4 5 分
	展 示	△ ○ 班 長 他 ○ 人	1 0 時 0 0 分
	訓 練 指 導	第 1 班	△ ○ 班 長 他 ○ 人
		第 2 班	△ × 班 長 他 ○ 人
		第 3 班	○ ○ 団 員 他 ○ 人
	質疑応答	□ ○ 部 長	1 1 時 0 0 分
	講 評 等	○ × 分 団 長	1 1 時 3 0 分
資 器 材 等 の 撤 収			
必要により消防署への終了報告			

※ 不測の事態に備えて所轄消防署などに連絡が取れるよう、携帯電話や付近住民宅の電話の借用などの準備を行っておくことも必要である。

4 住民指導の留意事項

(1) 服装

参加住民から不快感を持たれることのないよう、消防団員とわかる服装で端正かつ統一されたものを着用する。

(2) 指導態度

ア 住民に不安感や不信感を与えないよう行動する。

イ 自信を持って堂々とキビキビした態度で行動する。

ウ 顔見知りの者がいても訓練中は指導者として行動する。

(3) 話術（話し方）

訓練などの目的や内容が理解されるよう、消防の専門用語は極力避け平易な言葉で筋道がとおった説明になるよう心掛けるとともに、体験した生々しい実例や最近の火災事例なども取り入れ「なるほど」と感銘を与えるような説明を行う。

さらに次の点についても留意しながら行う。

ア ほほえみを忘れない。

イ 参加者の名前を知っていれば、名前を使う。

ウ 「ありがとう」という言葉を忘れない。

エ 相手の自尊心を傷つけないよう配慮する。

オ 誉め言葉も忘れない。

カ 敬語をおろそかにしない。

キ 相手の考え方や意見を聞くことを忘れない。

ク 思いやりの言葉を使うようにする。



5 事故防止

(1) 安全の確保

安全確保を最重点とし、すべての行動に優先するよう事前に計画を樹立する。

また、訓練会場での安全確保は特に注意をはらう必要がある。

安全チェック表の例

項 目	点 検 項 目	チェック
会場の管理	・ 実施内容に適した広さ、場所であるか。 ・ 気象状況に見合った場所の設定がなされているか。 ・ 訓練場所周囲の安全区域が設定されているか。 ・ 風力風向はどうか。(オイルパンの位置はよいか) ・ 危険区域の表示がされているか。	
資器材の管理	・ 異常や不安定な使用資器材はないか。 ・ 消火器に腐食や亀裂はないか。 ・ 住民が持参した消火器等の異常はないか。 ・ その他の安全点検を行ったか。	
訓練中の管理	・ 助燃材は安全な状態にあるか。(シンナーは不可) ・ 参加者の年齢・服装・履物・健康状態・体験の度合い等を考慮したか。 ・ 訓練実施者には、指導員がついているか。 ・ 訓練参加者が訓練に集中しているか。 ・ 気象状況の変化に対応する準備はよいか。 ・ 危険を察知した場合には、訓練を中断するような計画が樹立されているか。 ・ 参加人数が多い場合は、適切な班編成がされているか。	

(2) 事故事例と対策

事 故 事 例	対 策
・ 点火時に火傷した。	・ 点火棒を長くする。 ・ シンナーは使用しない。
・ 炎の吹き返しで、顔を火傷した。	・ 風向きに十分注意する。 ・ 最初は3 m離れて実施する。
・ 消火器を搬送中、石につまずいて転倒し手首を骨折した。	・ 凸凹や石ころのない場所を選定する。 ・ 大きな石は事前に取り除く。
・ サンドル履きで走ったため転倒し足首を捻挫した。	・ 運動靴等の活動しやすい服装で参加するよう事前に協力を呼び掛けておく。 ・ かかとの低い履物を用意する。
・ 消火器をあわてて取扱ったため足の上に落とし受傷した。	・ あわてないよう指導する。 ・ 指導員が必ずついて指導する。

(3) 事故発生時の処置

ただちに救護処置を行うとともに、二次的な事故が発生しないような処置を講じ、場合によっては、訓練を中断するなどして全力をあげ、次の対応などを行う。

ア できる限りの応急救護を行う。

イ 事前に準備した連絡手段で、次により消防局に救急車の要請を行う。

(ア) 救急車の要請であること

(イ) 訓練会場の場所〇〇町〇町目〇番（〇〇公園など目標も明確にする）

(ウ) 防災訓練の途中で誰が（男性、女性の別とおよその年齢など）

(エ) どこを受傷し、現在の状況など

(オ) 通報者の氏名（〇〇消防団の〇〇）

ウ 災害発生要因が残っている場合は、ただちに排除する。この場合は団員の安全確保に努める。

エ 事故の発生概要などを、所轄消防署に速報する。

6 住民指導のすすめ方

(1) 開始時

定刻時までに、使用資器材の準備を完了し一箇所に整理する。

また、会場の安全確認と指導に際しての指示・留意事項などの徹底を確認するとともに、次の事項を行う。

ア 付近の住民に広報し、多くの参加を呼びかける。

イ 指導に関して少しでも不安やはっきりしない事柄がある場合は、実施前に解決しておく。

※ 住民指導責任者などのあいさつ例

①	日常（時候）のあいさつ
②	平素における協力に対してのお礼
③	防災訓練の目的・目標
④	本日実施する訓練の内容
⑤	自己と担当者の紹介と協力の依頼
⑥	訓練実施中の安全確保と注意事項の説明

(2) 訓練実施中

訓練は安全確保を最重点に効率よく実施する。

ア 計画に沿った内容とし、時間などの進行管理に留意する。

イ 必要に応じ、班編成を行い消火訓練・救出訓練・応急救護訓練・通報訓練・避難訓練などをローテーション方式で行うと効率的である。

ウ 各訓練場所では、説明→展示→実技（体験させる）の順番で、反復して実施する。

(3) 訓練終了時

住民指導責任者は、本日の訓練について講評を行う。

※ 講評の例

①	訓練参加に対する慰労
②	ケガや気分の悪くなった人の有無の確認
③	訓練内容の評価（成果・反省・問題点）
④	自信を持たせるための励ましの言葉
⑤	今後一層の防火業務に対する協力依頼
⑥	質問の有無 回答は、簡潔・明瞭に行う。即答ができない場合は、後で回答するよう約束し質問者への連絡方法を確認しておき、必ず回答する。
⑦	終了及び協力感謝のあいさつ



7 バケツリレーの取扱い指導

(1) 指導のポイント

ア 特徴

イ やりかた、消し方

(2) 指導要素

ア 特徴

バケツリレーは、複数の人が列を作り、水の入ったバケツをとなりの人につぎつぎと渡していき、火元に連続して水をかけることができる。

イ やり方

(ア) バケツリレーのチームを作る。

(イ) 人数に余裕があれば水の入っているバケツを運ぶ班と空のバケツを運ぶ班を作る。

(ウ) 人は、背中あわせに二列に並びバケツを中継する。

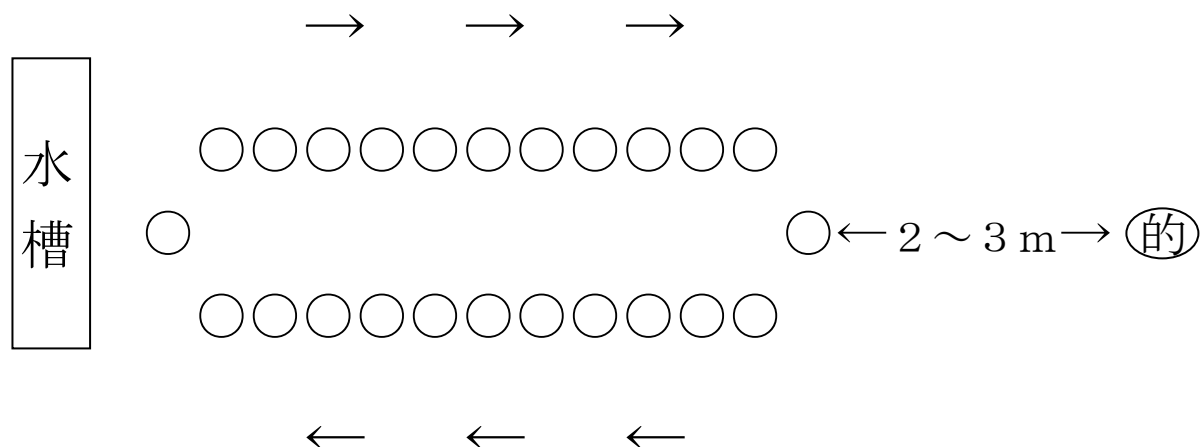
(エ) バケツに入れる水の量は、重さやこぼれることを考え、5～6分目程度とする。

(オ) 風上から近寄り、火から2～3m離れて注水位置を決める。

(カ) 反動をつけ遠くまで飛ばし、火の勢いを抑えるように注水する。

(キ) 水をかける人や水を汲む人が疲れたら、次の人に交代する。

※ 火は燃やさない訓練とする。



8 粉末消火器の取扱い指導

(1) 指導のポイント

- ア 消火能力、放射距離、放射時間等の性能
- イ 消火器の特徴と消火方法

(2) 指導要素

ア 特徴

- (ア) すべての火災に使用できる。
- (イ) 燃えているものによっては、浸透性がないため（木材など）再燃のおそれがあるので、さらに水をかける必要がある。
- (ウ) 放射時間が短い。
- (エ) 薬剤に飛散性がある。

イ 性能等

- (ア) 放射時間 10～15秒
- (イ) 放射距離 3～6m

ウ 使い方

- (ア) 安全ピンに指をかけ、上に引き抜く。
- (イ) ホースをはずして火元に向ける。（この時ホースの先の方を持つ。）
- (ウ) レバーを強く握って放射する。

①



②

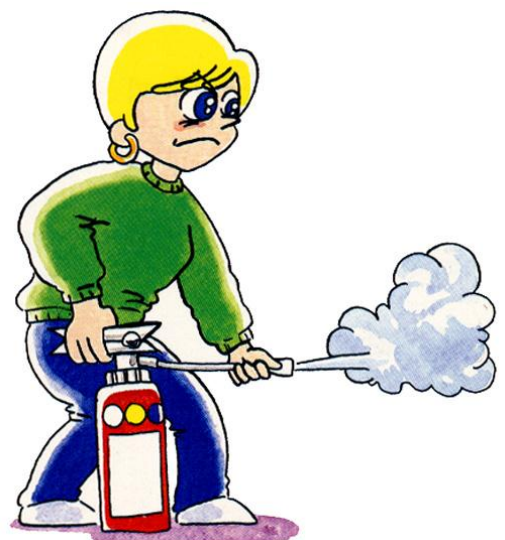


③

安全ピンに指をかけ、
上に引き抜く。

ホースをはずして火元
へ向ける。

レバーを強く握って
放射する。



9 応急担架の取扱い指導

(1) 指導ポイント

- ア 特徴
- イ 作成方法
- ウ 搬送方法

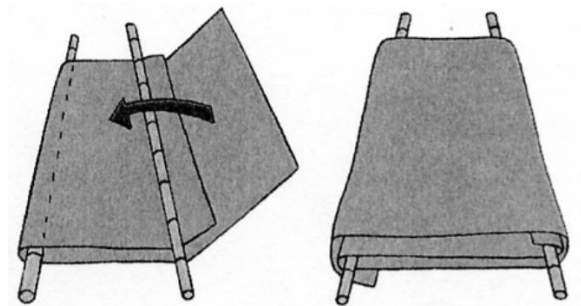
(2) 指導要素

- ア 特徴
 - (ア) 容易に作成できる。
 - (イ) 身近な道具で作成できる。

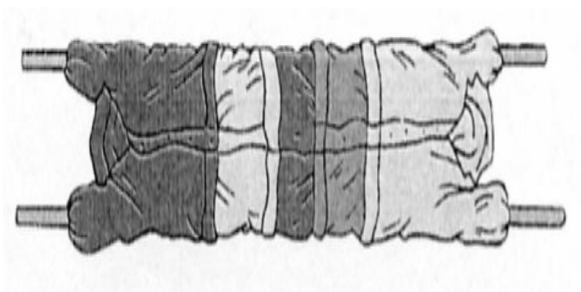
(3) 応急担架の作成

ア 毛布を用いた担架

- (ア) 毛布を広げ、約3分の1の部分に竹竿を置き、折り返す。
- (イ) 患者の肩幅に合わせて2本目の竹竿を置き、上の毛布を折り返す。
※折り返ししろは15cm以上取ること。
- (ウ) 下の毛布を折り返す。



イ 衣服を用いた応急担架



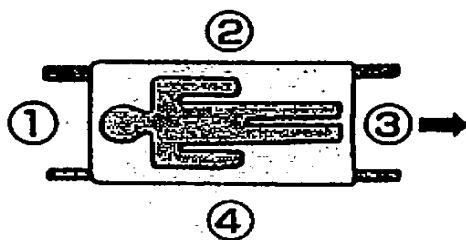
ウ 竹竿を使用しない両端を丸め込む応急担架



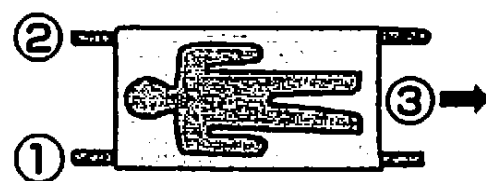
(4) 搬送方法

原則として負傷者の下半身を前方にし、斜面や階段などを登るときは、頭が前方に向くようにする。

〔4人で運ぶ場合〕



〔3人で運ぶ場合〕



第3章 地域協力体制づくりの推進

1 地域と消防団

(1) 消防団とコミュニティ

阪神・淡路大震災においては、普段から消防団と地域住民との密接な連携が図られている地域において、初期消火、救助、避難、また、被災者への支援活動等、適切な対応がなされ、大きな成果がもたらされた。

分団長の要請で住民が重機やバール等の資機材を持ち寄り救助活動に大きく貢献した例など多くの例が報告されている。

このことから、消防団が地域住民と一体となった防災体制を普段からつくり上げておくことが、災害時においていかに重要であるかが改めて認識された。

また、全国各地で、自主防災組織や町内会等と消防団との連携による伝統行事やイベント等の開催等の活動を通じて地域が一体となって、安全で災害に強いコミュニティづくりに取り組んでいる。

(2) 消防団とコミュニティとの連携強化

地域の防災力を高め、安全で災害に強いコミュニティをつくっていくためには、消防団と自主防災組織との連携のみならず、町内会、婦人会、PTA、青年団、商店街等、地域の様々な組織やグループ等との連携が図られる必要がある。

また、これからの消防団活動には、災害ボランティアとの連携、協力も必要となってくる。消防団は、十分な訓練と経験を積んだ住民に最も身近な消防防災の専門家として、災害ボランティアを適切に指導し、リードしていくとともに、ボランティア活動の盛り上がりを消防団の活性化に結びつけていく必要がある。

(3) 消防団と地域の交流の拡大

住民の関心が高い防災関係情報を提供することは、住民の防災意識を高め、安全なコミュニティづくりに向けて住民の役割意識を育成するためにも有効であり、さらに、消防団活動への理解を深めるためにも、大きな意味がある。

消防団自身が編集する消防団広報紙の発行、各戸ごとの防火診断などを活用して防災情報の提供、消防団活動のPRなどを活発に行うことが望まれる。

対象住民の多い地域においては、CATV、パソコン通信等の新しいメディアを活用した広報活動も有効である。

消防団活動の一環として地域の伝統行事等への参加が行われたりしていますが、多くの住民が集まる機会に消防防災について普及啓発を行ったり、消防団の存在を住民にPRすることは、消防団と住民の交流を深めるために有効である。

(4) 地域と連携した新たな消防団像

住民との協力体制をつくり、安全な地域社会を築き上げるには、幅広い層の住民に親しまれる消防団のイメージづくりに工夫することが必要である。

ボランティア活動の盛り上がりに見られるような若者の社会活動への参加意欲を消防団活動に取り込み、消防団の活性化に結びつけるためには、現在の消防団について、団員資格や団員の役割、任務等について弾力化を図る等の工夫ができないか検討を行うとともに、地域にある企業や大学などに消防団活動への理解を深めてもらい、若者が消防団活動へ参加しやすいような環境を整備することも必要である。

(5) 安全なコミュニティづくりと住民

消防団が中核として自主防災組織、ボランティア活動に従事する住民等に対し、防災知識の習得や訓練等育成指導に努めることにより、安全で災害に強いコミュニティづくりが推進され、住民が安心して暮らすことのできる地域となる。

2 要配慮者が安心して暮らせる地域づくり

過去の大きな災害では、犠牲者の多くが高齢者や乳幼児等いわゆる要配慮者であることがデータ的に確認されている。災害が発生したとき、大きな被害を受けやすい高齢者、子供、障害のある方、外国の方など災害に弱い立場にある人々を地震や火災などから守るために、地域住民と消防団が一丸となって支援の手を差し伸べる必要がある。

(1) 地域づくりの4つのポイント

ア 日頃から要配慮者との交流を密にする。

災害時の支援活動をスムーズに進めるためには、日頃から要配慮者とのコミュニケーションをはかっておくことが大切である。



イ 要配慮者自身の防災能力を高める。

要配慮者が自力で初期消火や避難などができるように、要配慮者も参加する防災訓練を実施する。



ウ 要配慮者の身になって防災環境を点検する。

避難路は車椅子でも通れるか、耳の不自由な人にも避難勧告はきちんと伝わるか、といった点を点検し、いざというときに要配慮者が困らないように、まちの環境づくりをする。



エ 地域での支援・協力体制を具体化する。

日頃の連絡は誰がするか、災害時には誰が誰をサポートするかなど、日常と非常時の支援方法・体制を明確にしておく。



(2) 要配慮者の情報把握

災害時に自力での避難が難しく、地域の配慮が必要な、ひとり暮らし高齢者等を登録した「避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）」（市関係部局で策定）のほか、地域住民、自治会、自主防災組織等と連携をとり、要配慮者を把握する。

また、国民保護計画で定める武力攻撃事態等の災害時において活用して活動する。

※ 守秘義務（地方公務員法第34条）

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）
※旧称：「災害時要援護者登録台帳」

地区	富山	校区	〇〇〇	行政区	〇〇町	援護理由：1一人暮らし/2高齢者のみ世帯/3体不自由/ 4弱視等（視力）/5難聴等（聴力）/6その他 状態：0通常/1死亡/2市外転居/3市内転居			
番号	校区	行政区	氏 名	氏名カナ	住 所	電話番号	援護理由	支援者 氏 名	
1			立山 太郎	タヤマ タロウ	〇〇町1-1-1	△△△-△△△△	2, 6	北陸一郎 中部四郎	個別計画提出有
特記事項：要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要。									
2			薬師 タケ	ヤシ タケ	〇〇町1-3-3	□□□-□□□□	1	北越三郎	
特記事項：現在、〇〇病院に長期入院中。									

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の援護により生命等の安全を図るために使用するものであり、それ以外の用途に利用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

富山市長

（3）要配慮者の避難誘導

ア 高齢者・乳幼児・病気の人

- (ア) あらかじめ災害時の援助者を決めておく。
できるだけ複数の人で対応するのが望ましい。
- (イ) 高齢者や病人は、程度に応じて「声をかけて励ます」「手をそえる」「肩を貸す」などの援助をする。
- (ウ) 乳児や歩行が困難な人、また急を要する場合は、おぶいひもなどで背負う。



斜面・階段

イ 車椅子を利用している人

- (ア) 必ず誰かがつきそい、押すなどの援助をする。
- (イ) 階段では必ず2人以上、できれば3人以上で援助する。上がる時は前向きで、下がる時は後ろ向きにして、恐怖感を与えないようにする。



ウ 目の不自由な人

- (ア) 杖を持ったほうの手をとらない。もう一方の手のひじのあたりに軽く触れて、ゆっくりと歩く。
- (イ) 方向を示すときは「左に曲がって10mぐらい」などと具体的に。時計の文字盤を想定して伝えるのもよい。



エ 耳の不自由な人

- (ア) 話すときは必ず近寄り、まっすぐ顔を向けて、口を大きくはっきりと動かす。
- (イ) 口頭で伝わりにくいときは筆談を。筆記用具がないときは手のひらに指で字を書く。



オ 外国人、旅行者

- (ア) 災害時外国人を見かけたら、孤立させないように進んで声をかける。（日本語でもかまわない）
- (イ) 言葉が通じないときは、身振り手振りで行う。



第4章 消防団員の安全管理

1 安全管理

- (1) 安全管理は、災害活動を行ううえで、生命・身体の安全を図り、活動能率の向上を目的としている。
- (2) 安全管理の手段や方法は、対象者の年齢構成や性別、周囲の環境等によって変わってくるが、一人ひとりが細心の注意をはらうとともに、事故や災害を予知して、あらかじめ予防措置を講じることが、すべてに共通する基本的姿勢となる。
- (3) 訓練時、災害時の活動にあたっては、情報連絡手段としてトランシーバー及び拡声装置等の有効活用や状況に応じて救命胴衣等の安全装備品を活用して事故防止に努める。

2 訓練時の安全管理

(1) 訓練時の事故事例

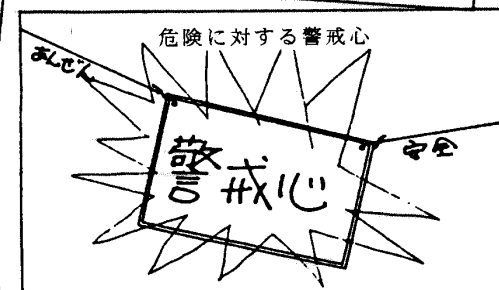
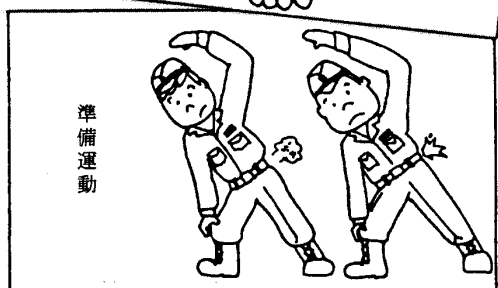
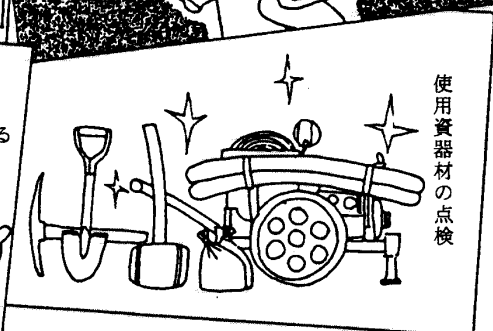
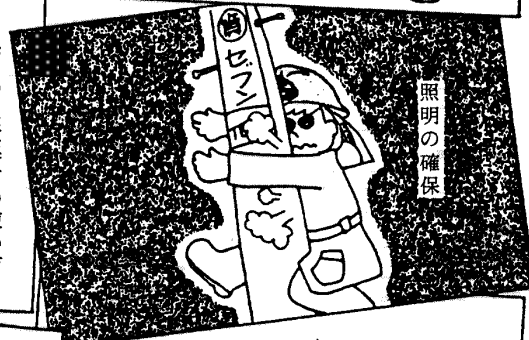
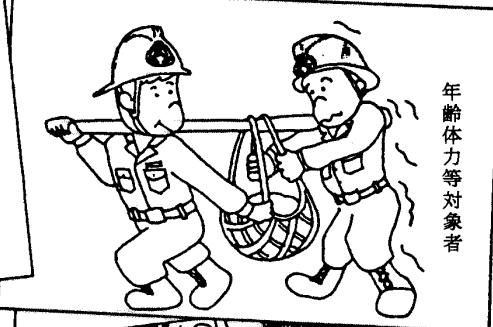
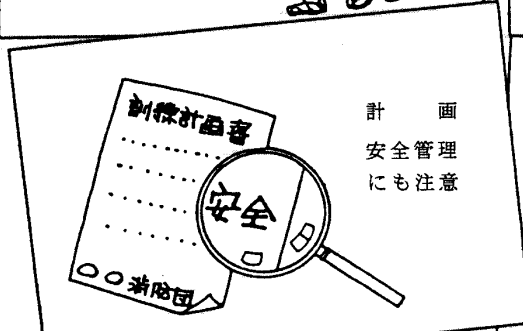
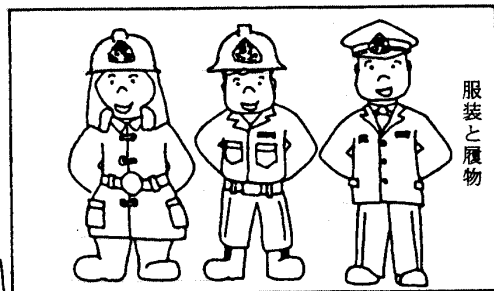
訓練時の事故事例をみると、消防ポンプ車操法時と水防訓練時に集中している。

事故事例	事故防止策
- 基本操法の2番員として、タイムの短縮を図るため、毎日全力疾走して訓練を実施していたところ、急に目まい、吐き気、腹痛等がおこり脱水症状となった。 - 基本操作員の3番員として、とび口を携行して筒先側に全力疾走し、アキレス腱を痛めた。 - 基本操作の指揮者として火点進入に先行するためかけ足をしようとして足を踏ん張ったときにアキレス腱部分を痛めた。	- 全身を激しく動かす訓練を実施するには、十分な準備運動を実施する。 - 迅速性よりも確実性に重点を置き、反復訓練を実施する。
水防訓練でくぼみの水たまりを飛び越えようとしたとき、足を滑らしふくらはぎ部分を受傷した。	訓練中は足下はもちろんのこと、周囲の状況に注意し行動する。
夜間の訓練で基本操法の2番員としてホース1本増加時、延長してあるホースに足を取られて転倒し受傷した。	夜間は照明器具を積極的に活用し足下の安全確保に留意する。

事事故事例	事故防止策
基本操作の1番員として管そうを背負うとき、下部側の背負いバンド固定金具がはずれ左足に落下し受傷した。	機械器具の点検は形式的に行うのではなく、確実に実施する。
水防訓練において土のう搬送中、水たまりの中の石につまずいて転倒し受傷した。	水たまりの中は、一見して何があるのか判断ができないので、水たまりを極力さけるか十分注意する。
吸水措置のため、防火水槽の鉄蓋を開けようとして鍵穴に鍵を差し込み、引き寄せようとしたところ、右足に鉄蓋が落ち受傷した。	落下する恐れのある鉄蓋の枠下には、絶対に足を踏み入れない。

(2) 訓練時の安全管理ポイント

- ア 訓練は、迅速よりも確実性を重点とする。
- イ 訓練計画は、実施者の年齢、健康状態、技量を考慮し無理なく立てる。
- ウ 使用する資器材の正しい使い方を認識し、誤った使い方による事故の防止に配慮する。
- エ 場所の選定にあっては、つまずきの原因となる障害物をできるだけ避ける等、安全な環境作りに配慮する。
- オ 身体を激しく動かす訓練の場合は、十分な準備運動をする。
- カ 訓練実施者は、訓練にふさわしい服装及び履物を着用する。
- キ 「危ない」と感じた時は、時機を逸することなく、訓練を中断する。
- ク 夜間の訓練にあっては、足元が暗く事故発生の危険が増すので、特に迅速性よりも確実性に重点をおく。
- ケ 使用資器材の点検、整備不良による事故が発生しないよう訓練前に十分点検する。
- コ 訓練実施中は、常に危険がつきもの、慣れによる安易さから事故が発生しないよう危険に対する警戒心をゆるめない。
- サ 訓練実施中は、住民、通行人等の第三者とのトラブル防止に配慮する。(騒音、通行妨害等が考えられる。)
- シ 訓練実施の意義の中には、災害時の事故を回避する能力を養うことも含まれていると理解すべきで、実施中若しくは見学中には、危険な行動や事故に発展しそうな要因を見つけ出すよう配慮する。



3 災害時の安全管理

(1) 災害時の事故事例

災害時の事故事例をみると、消火活動中の事故が最も多く発生している。

事故事例	事故防止策
・ 消防隊の筒先補助に協力中、屋根瓦が右前腕部に落下し受傷した。	・ 壁体、窓ガラス、屋根瓦等の落下しやすい状況下付近での行動は原則として行わないようにする。 ・ 防火服、防火帽等の完全着装に努める。
・ 放水開始後、ホース延長の状況を確認するため、ポンプ側に走って行く途中、段差につまずき受傷した。	・ 火災現場では、種々の障害物が散在しているので十分注意して行動する。
・ 夜間の火災現場でホースの進入について連絡に行く途中、送水中のホースにつまずき受傷した。	・ 夜間は見通しが悪いので、懐中電灯等を利用し、足元の安全を確認し行動する。
・ 建物内に進入するため、ドアーのガラスを破壊した際、ガラスの破片により受傷した。	・ ガラスを破壊する場合は、とび口等を利用して行い、素手や素足では原則として行わない。
・ 残火処理作業中、床上の釘をゴム長靴で踏んで受傷した。	・ 残火処理時は、ガラスや釘等が散乱しているので、特に安全管理に配慮をして行動する。

(2) 災害時の安全管理のポイント

災害現場では、多くの人が平常心を失って行動をしている。

そのような状況のなかで、消防団員として適確な行動をとるには、冷静な判断力が第一に求められる。

ア 安全を確保することは、任務を遂行するうえで最も大切なことであることを認識する。

イ 災害現場は、常に危険が伴うことを認識し、安易に慣れることなく危険に対する警戒心をゆるめない。

ウ 独断的行動を慎しみ、積極的に指揮者の掌握下に入る。

エ 危険に関する情報は、直ちに現場指揮本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止する。

オ 資器材に対する知識の欠如は、事故を起こす原因となるので、各種資器材の機能、性能を把握し、安全操作に習熟する。

カ 安全確保の基本は、自己防衛である。自己の安全はまず自分自身で確保する。

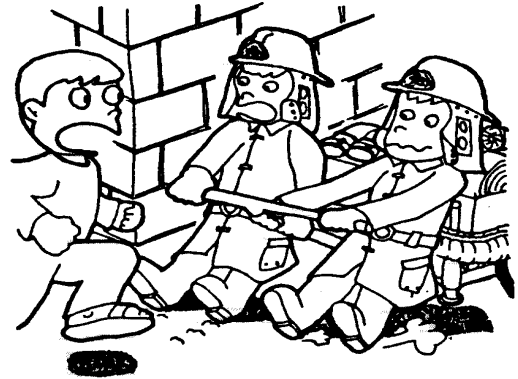
キ 安全確保の第一歩は、防火衣着装である。完全な着装を常に心掛ける。

ク 災害現場では、必要に応じて命綱をつける。

ケ 安全確保の前提は、強じんな気力と体力である。平素から災害現場に耐

え得る気力、体力及び体調を持続するように心掛ける。

コ 事故事例は、かけがえのない教訓である。事故内容を詳細に把握し、行動指針として活かす。



(3) 行動別安全管理

ア 出動時の注意

- (ア) 消防ポンプ車の積載物及び落下防止の確認を行う。
- (イ) 複数の団員が乗り組み出動する。(1人での出動は避けること)

イ 消防ポンプ車走行時の注意

- (ア) 前方、左右、足元に注意し、いつでもブレーキ操作ができる態勢で行い、特に後部補助者は積載物の落下に注意する。
- (イ) 見通しの悪い場所、道路の交差する場所、火点近くにおいては、一般人の飛び出し等に注意する。

ウ 水利部署時の注意

- (ア) 防火水槽の蓋は、吸管を延長してから開ける。
- (イ) 防火水槽の蓋を開けるときは、鍵が離脱しないようにそう入したら直角に回す。また、蓋は持ち上げないで手前に引く。
- (ウ) 蓋が固くやむを得ず両足を揃えて開けるときは、急に蓋が開いて転倒したり、腰部を痛めたりするおそれがあるので注意する。
- (エ) 河川等転落危険のある場所で作業するときは、ロープで身体を確保する等の安全策を講ずる。支持物は強度のあるものを選ぶ。

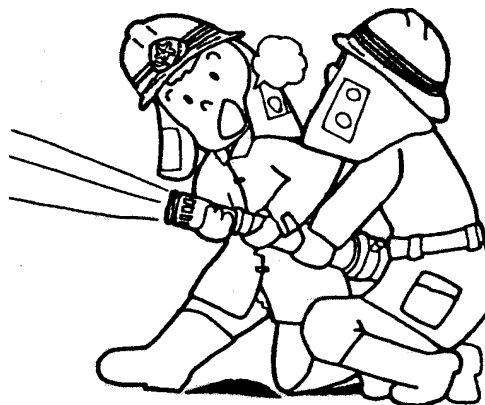


エ ホース搬送（延長）時の注意

- (ア) 結合部がたれ下がっていると、疾走中大腿部を打ったり足にからまって転倒することもあるので、結合部を肩付近又は手で固定する。
- (イ) たれ下がったホースは、他人に踏まれたり障害物にひっかかったりして転倒することもあるので、ホースはたれたまま搬送しない。
- (ウ) 送水中のホースの上に乗ると足を滑らせ、足首を捻挫したり転倒することがあるので注意する。
- (エ) 軒下等は落下物によるホースの破断防止を考慮した延長を行う。
- (オ) 塀等を乗り越え延長する場合は、積載はしご等を活用し、塀の上から飛び降りないようにする。

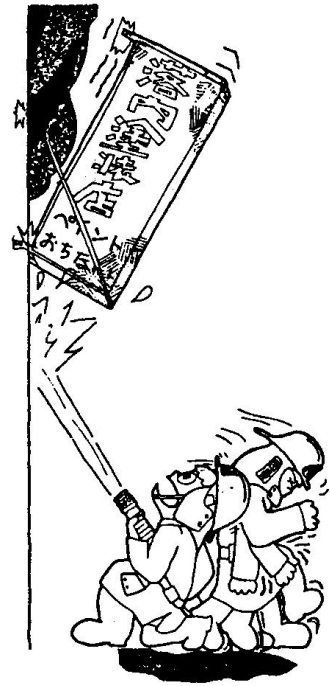
オ 送水時の注意

- (ア) 機関員は、筒先位置が確認できない場合は、「放水始め」の伝令を待って送水する。
- (イ) 予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停止できる状態で実施する。
- (ウ) 見通しの良い場所でも、梯子等で高所へホースを延長している場合は筒先を完全に配置するまでは送水しない。
- (エ) 送水前の筒先進入は、内部に進入し過ぎないように注意する。
- (オ) 放ロコックは急激に開放しない、また筒先は送水前でも絶対に離さない。
- (カ) 筒先を担当した場合は、筒先を腰部にしっかり当てて保持するが、高送水圧力で保持できない場合は、噴霧注水に変えることにより（筒先反動力が減る。）一時的に処置し、送水圧を下げるように指示する。



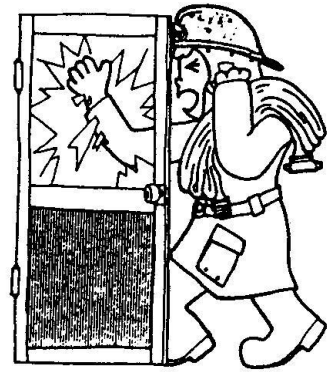
カ 注水部署時の注意

- (ア) 対向注水に気をつける。
- (イ) 屋内進入時及び行動中は、まず、上部を確認し瓦等落ちやすいものがあるときは、とび口やストレート注水で落とす。
- (ウ) 建物内部が燃焼しているときは、窓付ルームクーラー、看板等が落下してくる場合もあるので、真下の部署は努めて避ける。
- (エ) 開口部からの進入、注水にあたっては、注水開始時、濃煙、熱気が強く吹き出す場合があるので、まず斜めに注水し、安全を確認してから正面注水する。
- (オ) 窓ガラスを破壊するときは、地上の安全を確認する。
- (カ) 防火造建物のモルタルの亀裂、ふくらみに注意し、必要行動を規制する。



キ 破壊作業時の注意

- (ア) ドア、シャッター等を破壊し解放する場合は、注水態勢を整えてから行う。
また、解放時には吹き返しが予想されるので、破壊口の正面を避け側面から行う。
- (イ) 万能ハンマー、とび口等を使用する時には周囲に十分注意する。
- (ウ) ガラスの破片は管そう、とび口、おの等で行い、上部から徐々に破壊する。窓枠のガラスは完全に除去する。
- (エ) トタン板の剥離作業はとび口を活用して上部から順に行い、切創等に注意する。



ク はしご使用時の注意

- (ア) はしご搬送時は、曲がり角、見通しの悪い場所では、一旦停止し安全を確認する。
- (イ) 火炎の吹き出している開口部には架梯しない。
- (ウ) 伸梯したら、必ず引き綱を張り横さんに結着する。
- (エ) 窓に架梯する場合は、主かんを窓の縦枠、柱に寄せ先端は3段程度まで室内に入れる。

第5章 国民保護計画対応

1 国民保護計画で定める災害活動

国民保護計画で定める武力攻撃事態及び緊急対処事態が発生した場合等の災害活動について定める。

2 国民保護計画が対象とする事態

(1) 武力攻撃事態

ア 武力攻撃が発生した事態

イ 武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

※ 対象事態

(ア) 着上陸侵攻

(イ) ゲリラや特殊部隊による攻撃

(ウ) 弾道ミサイル攻撃

(エ) 航空攻撃

(オ) NBC 攻撃

(2) 緊急対処事態

ア 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態

イ 当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

※ 対象事態

(ア) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設・危険物積載船・ダム破壊

(イ) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃

大規模集客施設・ターミナル駅等・列車

3 武力攻撃事態等の対応

消防は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資器材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対応を行なうとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資器材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

特に火災が発生している場合は、火災の制圧を最優先とし活動する。

(1) 初動体制の確立

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合等においては、下記の招集基準に従い初動体制を確立する。

ア 消防団員の招集基準

① 武力攻撃、緊急処理事態認定前

招 集 基 準	参 集 者	参 集 場 所
・武力攻撃事態・緊急処理事態には至っていないが、事態が切迫し、攻撃等が予測されるに至った事態 (消防災害対策本部長命令)	・消防団員全員	・消防分団器具置場

② 武力攻撃、緊急処理事態認定後

招 集 基 準	参 集 者	参 集 場 所
・武力攻撃・緊急対処が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態又は発生した事態 (消防災害対策本部長命令)	・消防団員全員	・消防分団器具置場

イ 事態規模の状況に応じて

(ア) 交代要員の態勢整備

(イ) 食料、燃料の確保

ウ 参集時等における消防団員の活動

(ア) 招集命令を受けた消防団員は、消防分団器具置場へ到着するまでに知り得た情報を分団長へ報告し、分団長は所轄消防署所へ報告する。

(イ) 消防団器具置場へ参集した消防団員は、ただちに消防ポンプ自動車の無線機(受令機)の電源を入れ、無線内容により状況の把握に努める。

(2) 武力攻撃事態等の活動に従事する消防団員等の安全確保

ア 消防署災害対策本部及び災害現場最高指揮者等は、災害活動現場の安全が確保されていることを調査、判断して、消防団員の安全確保に十分に配慮して、活動を指示する。

イ 消防署の現場最高指揮者の下命により、消防団員が、住民等に活動協力を要請した場合は、その活動内容に応じて、安全確保に十分配慮する。

(3) 武力攻撃事態等の発生等に伴う警報内容の伝達

武力攻撃事態等が発生した場合は、災害等の状況により消防分団車両の車載拡声器等を活用し、市関係部局・消防署・消防団が連携して市民に対し効率的に警報内容について伝達する。

(4) 避難住民の誘導等

ア 消防団は、消火活動及び救助・救急活動等について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、「避難行動要支援者名簿（支援制度登録者）」に関する情報や要避難地域内残留者の確認など地域とのつながりを活かした活動を行う。

イ 避難誘導の留意点

(ア) 誘導

避難誘導にあたっては、要所に誘導員を配置し、安全確実に行うものとする。

(イ) 避難順位

緊急避難の必要が大きい地域から行うものとし、要配慮者を優先する。

(ウ) 避難経路

消防団長から特に指示のないときは、誘導にあたる者が指示する。

(エ) 応急避難先の選定

避難先については、災害内容や火災の火勢及び風向等の気象条件、建物構造、周囲の状況や人数と収容場所の能力、距離等を考慮し、富山市国民保護計画の避難実施要領の定めに基づき避難場所が選定される。

(オ) 応急避難場所の警戒

避難所を開設し避難住民が収容されたときは、状況に応じて、消防団員等が警戒にあたり、収容人員、負傷者、その他必要事項を消防災害対策本部に報告する。

※ 富山市国民保護計画の避難実施要領については、市関係部局で作成。

(5) 特殊標章等の交付及び管理

特殊標章等は、国民保護計画に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を鑑別するために使用する。

ア 国民保護法で規定される特殊標章等

(ア) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(イ) 身分証明書

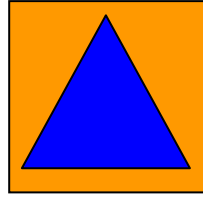
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は次頁のとおり）

(ウ) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

※ 第一追加議定書とは、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書をいう。

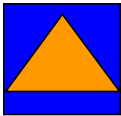
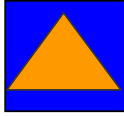
【オレンジ色地に青の正三角形】



イ 市長は、消防団長及び消防団員に特殊標章を交付する。

【証明書のひな型】

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名／ Name		
生年月日／ Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力惨争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。		
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 st 1949, and relating to the Protection of Victims of International Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
受付簿の年月日／Date of issue 証明書番号／No. of card 許可権者の署名／Signature of issuing authority		
有効期間の満了日／Date of expiry		

裏面

身長／Height	眼の色／Eyes	頭髪の色／Hair
その他の特徴又は情報 ／Other distinguishing marks or information:		
血液型／Blood type		
所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp		所持者の署名 ／Signature of holder

(日本工業規格A7(横74ミリメートル, 縦105ミリメートル))

1 富山市消防団出動計画（富山市消防計画に基づく）

（１）消防団出動基準

災 害 種 別	出動種別	出 動 台 数		
火 災	建物火災、木造密集地域火災 アーケード地域火災、中高層建物火災 地下等火災、危険物火災 中高層危険物火災、石油コンビナート火災 林野火災、トンネル火災 船舶火災、航空機火災 小型航空機火災	第 1 出 動	第 2 出 動（増隊）	第 3 出 動（増隊）
		ポンプ車 4 台	ポンプ車 4 台	ポンプ車 4 台
救助・救急	救助・救急	大規模救急事故救急救助活動指針に基づく出動		
		第 2 出 動（増隊） （傷病者 30 名程度）		第 3 出 動（増隊） （傷病者 50 名程度）
その他災害	風水雪害・捜索等	特命出動		
		ポンプ車 4 台		ポンプ車 4 台

- ア 各災害で現場最高指揮者等が必要と認める場合は、特命出動とし出動基準以外の車両を増隊し対応する。
- イ 非常災害では災害の状況により、富山市消防部隊編成に基づき、部隊を編成し対応する。

（２）建物火災出動計画（直近選別方式（消防総合指令情報システム）による出動指令ができない場合）

管 轄	出動区分		出 動 分 団											
	区 域		第 1 出 動				第 2 出 動				第 3 出 動			
富 山 市 消 防 団	総 曲 輪		総曲輪	愛 宕	安野屋	八人町	西田地方	星井町	五番町	柳 町	清水町	奥 田	東 部	堀 川
	愛 宕		愛 宕	総曲輪	安野屋	奥 田	五番町	八人町	柳 町	桜 谷	西田地方	星井町	清水町	五 福
	安 野 屋		安野屋	総曲輪	愛 宕	西田地方	五番町	八人町	柳 町	五 福	星井町	清水町	桜 谷	神 明
	西田地方	南部	西田地方	星井町	堀 川	蜷 川	総曲輪	五番町	安野屋	鶯 坂	愛 宕	清水町	八人町	神 明
		北部	西田地方	総曲輪	安野屋	星井町	愛 宕	五番町	清水町	八人町	堀 川	東 部	柳 町	五 福
	星 井 町		星井町	西田地方	五番町	堀 川	総曲輪	清水町	八人町	柳 町	愛 宕	安野屋	東 部	神 明
	五 番 町		五番町	星井町	清水町	八人町	総曲輪	西田地方	柳 町	堀 川	愛 宕	安野屋	東 部	山 室
	清 水 町		清水町	五番町	柳 町	東 部	総曲輪	星井町	八人町	堀 川	愛 宕	安野屋	西田地方	山 室
	八 人 町		八人町	総曲輪	五番町	柳 町	愛 宕	清水町	奥 田	東 部	安野屋	西田地方	星井町	桜 谷
	柳 町		柳 町	清水町	八人町	東 部	総曲輪	五番町	奥 田	新 庄	愛 宕	安野屋	西田地方	星井町
	奥 田	南部	奥 田	愛 宕	八人町	柳 町	総曲輪	清水町	東 部	広 田	安野屋	五番町	桜 谷	新 庄
		北部	奥 田	柳 町	広 田	豊 田	総曲輪	愛 宕	八人町	萩 浦	安野屋	清水町	東 部	新 庄
	東 部		東 部	清水町	柳 町	新 庄	五番町	八人町	堀 川	山 室	総曲輪	星井町	藤ノ木	広 田
	五 福		五 福	呉 羽	桜 谷	神 明	総曲輪	愛 宕	安野屋	長 岡	西田地方	鶯 坂	古 沢	朝 日
	桜 谷		桜 谷	奥 田	五 福	八 幡	総曲輪	愛 宕	安野屋	長 岡	西田地方	八人町	柳 町	神 明
	新 庄	東部	新 庄	藤ノ木	広 田	針 原	柳 町	奥 田	東 部	山 室	五番町	清水町	八人町	豊 田
		西部	新 庄	柳 町	東 部	広 田	清水町	奥 田	藤ノ木	山 室	総曲輪	五番町	八人町	針 原
	藤 ノ 木		藤ノ木	東 部	新 庄	山 室	清水町	柳 町	広 田	太 田	星井町	五番町	八人町	堀 川
	広 田	東部	広 田	東 部	新 庄	針 原	柳 町	奥 田	藤ノ木	豊 田	五番町	清水町	八人町	大広田
		西部	広 田	柳 町	奥 田	豊 田	愛 宕	八人町	東 部	新 庄	総曲輪	安野屋	五番町	清水町
	神 明		神 明	安野屋	西田地方	五 福	総曲輪	星井町	鶯 坂	愛 宕	八人町	桜 谷	五番町	朝 日
	堀 川	南部	堀 川	星井町	蜷 川	太 田	五番町	山 室	熊 野	月 岡	西田地方	清水町	東 部	新 保
		北部	堀 川	西田地方	星井町	蜷 川	五番町	清水町	東 部	山 室	総曲輪	八人町	熊 野	新 保

富山方面団	蜷川	東部	蜷川	堀川	太田	富熊野	星井町	新保	五番町	山室	西田地方	清水町	東部	鵜坂
		西部	蜷川	堀川	富熊野	新保	西田地方	星井町	鵜坂	婦熊野	太田	五番町	神明	清水町
	太田	南部	太田	山室	月岡	大庄	蜷川	富熊野	藤ノ木	福沢	堀川	上滝	文珠寺	船峯北
		北部	太田	堀川	蜷川	山室	清水町	東部	藤ノ木	星井町	五番町	月岡	新庄	富熊野
	山室		山室	東部	藤ノ木	太田	五番町	清水町	新庄	堀川	星井町	八人町	柳町	蜷川
	熊野		熊野	蜷川	月岡	新保	大久保	船峯北	太田	福沢	宮川	堀川	婦熊野	上大久保
	月岡		月岡	大庄	福沢	富熊野	船峯北	太田	文珠寺	蜷川	大久保	上滝	船峯中	新保
	新保	南部	新保	富熊野	婦熊野	宮川	蜷川	大久保	鵜坂	杉原	船峯北	速星	堀川	月岡
		北部	新保	蜷川	富熊野	婦熊野	鵜坂	堀川	星井町	宮川	西田地方	速星	神明	五番町
北部方面団	岩瀬		岩瀬	海上	大広田	萩浦	豊田	浜黒崎	針原	草島	四方	倉垣	奥田	水橋西部
	海上		海上	岩瀬	大広田	萩浦	豊田	浜黒崎	針原	草島	四方	八幡	倉垣	水橋西部
	大広田	南部	大広田	岩瀬	豊田	萩浦	海上	浜黒崎	針原	草島	四方	広田	三郷	奥田
		北部	大広田	海上	浜黒崎	萩浦	岩瀬	豊田	針原	水橋西部	草島	広田	水橋中部	四方
	豊田		豊田	大広田	萩浦	奥田	岩瀬	針原	草島	広田	海上	浜黒崎	四方	八幡
	浜黒崎		浜黒崎	大広田	針原	水橋西部	岩瀬	海上	豊田	萩浦	四方	草島	水橋中部	広田
	針原		針原	大広田	豊田	浜黒崎	萩浦	新庄	広田	三郷	岩瀬	海上	草島	水橋西部
	四方		四方	八幡	倉垣	草島	岩瀬	海上	大広田	萩浦	豊田	桜谷	長岡	寒江
	八幡		八幡	四方	倉垣	草島	岩瀬	萩浦	桜谷	長岡	海上	大広田	豊田	寒江
	倉垣		倉垣	四方	八幡	草島	愛宕	五福	桜谷	長岡	岩瀬	大広田	萩浦	寒江
	草島		草島	岩瀬	四方	萩浦	海上	大広田	八幡	倉垣	豊田	針原	桜谷	奥田
	萩浦		萩浦	岩瀬	大広田	豊田	海上	針原	四方	草島	八幡	倉垣	奥田	浜黒崎
呉羽方面団	呉羽		呉羽	長岡	寒江	老田	五福	古沢	桜谷	神明	倉垣	安野屋	愛宕	朝日
	長岡	東部	長岡	桜谷	八幡	呉羽	五福	愛宕	倉垣	安野屋	総曲輪	奥田	八人町	柳町
		西部	長岡	呉羽	桜谷	倉垣	五福	八幡	寒江	愛宕	安野屋	老田	総曲輪	神明
	寒江		寒江	呉羽	老田	倉垣	長岡	古沢	五福	桜谷	四方	草島	神明	池多
	老田		老田	呉羽	寒江	古沢	池多	朝日	五福	神明	長岡	桜谷	鵜坂	速星
	古沢		古沢	老田	池多	朝日	呉羽	速星	神明	鵜坂	寒江	五福	古里	長岡
水橋方面団	池多		池多	古沢	朝日	老田	古里	速星	呉羽	鵜坂	神保	神明	寒江	五福
	水橋西部		水橋西部	水橋中部	水橋東部	浜黒崎	三郷	上条	大広田	針原	新庄	広田	豊田	岩瀬
	水橋中部		水橋中部	水橋西部	水橋東部	浜黒崎	三郷	上条	大広田	針原	新庄	広田	豊田	岩瀬
	水橋東部		水橋東部	水橋西部	水橋中部	上条	三郷	広田	浜黒崎	針原	新庄	大広田	豊田	萩浦
	三郷	南部	三郷	上条	新庄	針原	水橋西部	水橋中部	水橋東部	広田	藤ノ木	豊田	浜黒崎	山室
		北部	三郷	水橋西部	上条	針原	水橋中部	水橋東部	広田	浜黒崎	新庄	藤ノ木	豊田	大広田
大沢野方面団	上条		上条	水橋西部	水橋東部	三郷	水橋中部	広田	浜黒崎	針原	新庄	藤ノ木	豊田	大広田
	上大久保		上大久保	船峯中部	大久保	笹津	西笹津	船峯北部	船峯南部	小羽須原	岩稲	小羽下伏	杉原	富熊野
	笹津		笹津	上大久保	西笹津	小羽須原	船峯南部	岩稲	船峯中部	大久保	小羽下伏	船峯北部	楡原	黒瀬谷
	小羽	須原	小羽須原	小羽下伏	笹津	西笹津	岩稲	船峯南部	上大久保	楡原	船峯中部	黒瀬谷	下タ北部	大久保
		下伏	小羽下伏	小羽須原	笹津	西笹津	黒瀬谷	岩稲	上大久保	卯花	船峯南部	保内	楡原	船峯中部
	船峯	中部	船峯中部	船峯南部	船峯北部	上大久保	笹津	大久保	西笹津	小羽須原	福沢	岩稲	富熊野	月岡
		南部	船峯南部	船峯中部	船峯北部	笹津	西笹津	小羽須原	岩稲	上大久保	小羽下伏	楡原	大久保	下タ北部
		北部	船峯北部	船峯中部	船峯南部	福沢	大久保	上大久保	富熊野	月岡	笹津	大庄	新保	西笹津
	下タ	北部	下タ北部	下タ南部	楡原	庵谷	岩稲	西笹津	笹津	小羽須原	片掛	船峯南部	小羽下伏	上大久保
		南部	下タ南部	下タ北部	猪谷	片掛	庵谷	楡原	岩稲	西笹津	笹津	小羽須原	船峯南部	小羽下伏
	大久保		大久保	上大久保	船峯北部	富熊野	船峯中部	新保	笹津	杉原	宮川	福沢	月岡	西笹津
大山方面団	上滝		上滝	文珠寺	大庄	福沢	月岡	船峯北部	太田	富熊野	山室	蜷川	大久保	船峯中部
	大庄		大庄	文珠寺	月岡	上滝	福沢	富熊野	太田	船峯北部	蜷川	山室	新保	大久保
	福沢		福沢	大庄	船峯北部	月岡	船峯中部	大久保	文珠寺	上大久保	上滝	富熊野	船峯南部	笹津
	小見		小見	上滝	文珠寺	大庄	月岡	福沢	太田	船峯北部	富熊野	山室	蜷川	藤ノ木
	文珠寺		文珠寺	上滝	大庄	福沢	月岡	船峯北部	富熊野	太田	船峯中部	大久保	蜷川	山室

八尾方面団	八尾	1部	八尾1部	八尾2部	保内	室牧	卯花	野積	黒瀬谷	杉原	保内三田	宮川	仁歩	山田南部
		2部	八尾2部	八尾1部	保内	卯花	黒瀬谷	室牧	杉原	野積	宮川	保内三田	神保	小羽下伏
	保内	保内	保内	保内三田	八尾2部	八尾1部	杉原	黒瀬谷	卯花	室牧	宮川	神保	野積	古里
		三田	保内三田	保内	杉原	神保	八尾2部	八尾1部	宮川	古里	黒瀬谷	婦熊野	卯花	音川
	杉原		杉原	宮川	保内	八尾2部	黒瀬谷	八尾1部	婦熊野	大久保	上大久保	新保	卯花	保内三田
	黒瀬谷		黒瀬谷	保内	卯花	八尾2部	八尾1部	杉原	小羽下伏	室牧	小羽須原	宮川	上大久保	野積
	卯花		卯花	黒瀬谷	八尾2部	八尾1部	保内	室牧	野積	小羽下伏	杉原	小羽須原	上大久保	笹津
	室牧		室牧	八尾1部	八尾2部	保内	野積	卯花	黒瀬谷	杉原	山田南部	山田北部	仁歩	保内三田
	野積		野積	八尾1部	八尾2部	仁歩	室牧	卯花	保内	黒瀬谷	杉原	山田南部	山田北部	保内三田
	仁歩		仁歩	野積	室牧	八尾1部	八尾2部	卯花	保内	大長谷	黒瀬谷	杉原	山田南部	山田北部
	大長谷		大長谷	仁歩	野積	八尾1部	八尾2部	室牧	卯花	保内	黒瀬谷	杉原	山田南部	山田北部
婦中方面団	速星		速星	鵜坂	朝日	婦熊野	古里	神明	神保	宮川	古沢	池多	西田地方	新保
	鵜坂		鵜坂	神明	朝日	速星	西田地方	古沢	安野屋	五福	星井町	総曲輪	堀川	婦熊野
	宮川		宮川	婦熊野	杉原	新保	神保	富熊野	保内	速星	保内三田	大久保	八尾2部	鵜坂
	婦熊野		婦熊野	宮川	新保	速星	神保	鵜坂	杉原	富熊野	朝日	古里	神明	保内三田
	朝日		朝日	速星	池多	古沢	鵜坂	古里	神明	五福	婦熊野	老田	神保	西田地方
	古里		古里	速星	朝日	神保	池多	古沢	保内三田	鵜坂	音川	婦熊野	老田	神明
	神保		神保	古里	速星	保内三田	婦熊野	宮川	音川	池多	朝日	新保	鵜坂	保内
	音川		音川	保内三田	古里	神保	山田南部	山田北部	速星	池多	宮川	朝日	婦熊野	保内
方面団 山田	山田南部		山田南部	山田北部	音川	保内三田	八尾1部	八尾2部	室牧	保内	古里	神保	野積	卯花
	山田北部		山田北部	山田南部	音川	室牧	八尾1部	八尾2部	保内	保内三田	野積	卯花	黒瀬谷	杉原
細入方面団	細入北	西笹津	西笹津	笹津	小羽須原	岩稲	船峯南部	小羽下伏	上大久保	楡原	船峯中部	下タ北部	大久保	船峯北部
		楡原	楡原	下タ北部	岩稲	庵谷	西笹津	笹津	小羽須原	船峯南部	片掛	小羽下伏	上大久保	船峯中部
		庵谷	庵谷	楡原	下タ北部	片掛	岩稲	猪谷	西笹津	下タ南部	笹津	小羽須原	船峯南部	小羽下伏
		岩稲	岩稲	西笹津	笹津	楡原	小羽須原	下タ北部	船峯南部	小羽下伏	上大久保	船峯中部	庵谷	大久保
	細入南	片掛	片掛	猪谷	庵谷	下タ南部	楡原	下タ北部	岩稲	西笹津	笹津	小羽須原	船峯南部	小羽下伏
		猪谷	猪谷	下タ南部	片掛	庵谷	楡原	下タ北部	岩稲	西笹津	笹津	小羽須原	船峯南部	小羽下伏
		蟹寺	猪谷	下タ南部	片掛	庵谷	楡原	下タ北部	岩稲	西笹津	笹津	小羽須原	船峯南部	小羽下伏

- 備考
- 区域の東西、南北は次の各号に定めるところによる。
- (1) 西田地方の南北の境界線は、市道大泉太郎丸3号線、市道堀川西305-2号線及び市道大泉太郎丸4号線とする。
 - (2) 奥田の南北の境界線は、市道奥田下赤江2号線及び市道奥田下新1号線とする。
 - (3) 新庄の東西の境界線は、広田用水及び常西合口用水とする。
 - (4) 広田の東西の境界線は、JR北陸本線とする。
 - (5) 堀川の南北の境界線は、富山地鉄不二越線及び旧笹津線とする。
 - (6) 蜷川の東西の境界線は、国道41号線とする。
 - (7) 太田の南北の境界線は、高速自動車国道北陸自動車道とする。
 - (8) 新保の南北の境界線は、富山空港線道路とする。
 - (9) 大広田の北部とは、田畑北部、田畑新町、那智町、海岸通りをいう。
 - (10) 長岡の東西の境界線は、県道四方新、中茶屋線とする。
 - (11) 三郷の南北の境界線は、国道8号線とする。

(3) 富山空港航空機火災等出動計画 (直近選別方式(消防総合指令情報システム)による出動指令ができない場合)

・ 航空機火災 ・ 小型航空機火災	第 1 出動	第 2 出動	第 3 出動
分 団 車	新保分団隊 富山熊野分団隊 蜷川分団隊 宮川分団隊	婦中熊野分団隊 鵜坂分団隊 堀川分団隊 大久保分団隊	西田地方分団隊 星井町分団隊 神明分団隊 安野屋分団隊

(4) 石油コンビナート火災等出動計画 (直近選別方式(消防総合指令情報システム)による出動指令ができない場合)

富 山 地 区	第 1 出動	第 2 出動	第 3 出動
分 団 車	四方分団隊 草島分団隊 倉垣分団隊 萩浦分団隊	八幡分団隊 岩瀬分団隊 海上分団隊 長岡分団隊	豊田分団隊 桜谷分団隊 大広田分団隊 奥田分団隊
婦 中 地 区	第 1 出動	第 2 出動	第 3 出動
分 団 車	速星分団隊 朝日分団隊 鵜坂分団隊 婦中熊野分団隊	古里分団隊 神保分団隊 神明分団隊 池多分団隊	古沢分団隊 宮川分団隊 西田地方分団隊 新保分団隊

2 訓練礼式

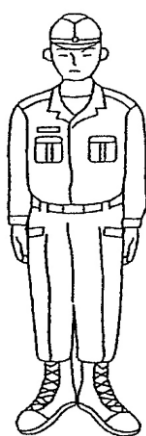
消防の任務を遺憾なく遂行するには、厳正な規律の保持と迅速、的確で秩序ある行動が必要であり、組織を統率するため訓練礼式は重要である。

第1節 訓練

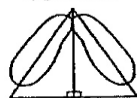
1 基本の姿勢

基本の姿勢は、訓練及び礼式における隊員の動作の基本となる姿勢であると同時に、隊員の日常動作においても基礎となるものである。

(1) 男性の基本姿勢

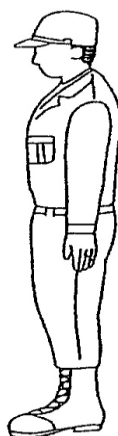


約60度



正三角形

- ア 両目は正しく開いて前方を直視する。
- イ ロを閉じ、あごを引く。
- ウ 両ひざを真っすぐに伸ばす。
- エ 両かかとを一直線上にそろえて付け、両足先はおおむね60度を開いて、等しく外に向ける。

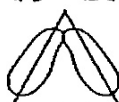


- オ 両肩をやや後に引き、一様に下げて、腕は自然に垂らす。
- カ 上体は正しく腰の上に落ち着け、背を伸ばし、かつ、わずかに前に傾ける。
- キ 指は並べてそろえ、真っすぐに伸ばして、中指をズボンの縫い目にあてる。

(2) 女性の基本姿勢



約45度



- ア 両手の位置は、中指をおおむねスラックス等の縫い目にあてる。
- イ スカート等のように縫い目のないときは、中指を体側の中心線にあてる。
- ウ ショルダーバッグは、左肩にかけ、バッグとつり革の結着部の前方向の結着部を左手で外側から軽く握り、左ひじを体側に添って自然に曲げる。
- エ 両かかとを一直線上にそろえて付け、両足先はおおむね45度を開いて、等しく外に向ける。

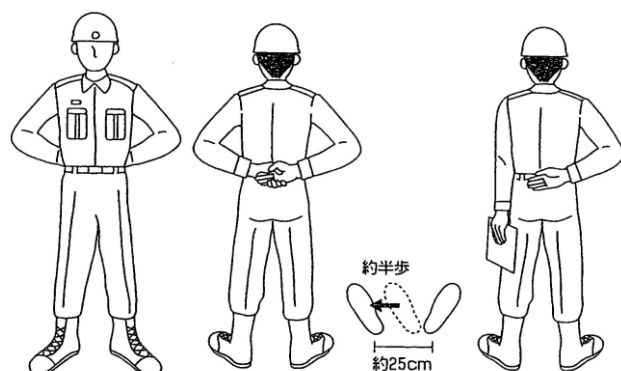
2 整列休めの姿勢

休めの姿勢には、「整列一休み」の姿勢と単なる「休み」の姿勢の2種類がある。

「整列一休み」の姿勢は、儀式等が始まる前の「基本姿勢」に準じた心構えでの休めの姿勢である。

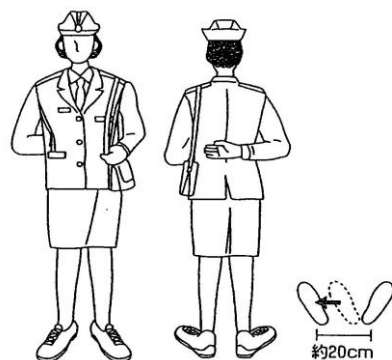
整列休めの姿勢又は休めの姿勢から基本の姿勢への移行は「気をつけ」の号令による。

(1) 整列休めの姿勢



- ア 号令は「整列一休み」。
- イ 手のひらは横に向けて開き、左手の親指と四指で右手の四指を軽く握る。
- ウ バンドの中央に重ねた位置とする。
- エ 左足をおおむね25cm横に開く。

(2) 女性の「整列一休み」の姿勢



- ア 号令は「整列一休み」。
- イ 両手を後ろに回し、スラックス等のバンドに相当する位置に重ねて組む。
- ウ 左足をおおむね20cm横に開く。

3 休めの姿勢

「休み」の姿勢は、「整列一休み」から、さらに一時的に緊張を緩和するとき用いられる姿勢である。



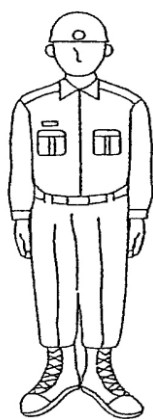
- ア 号令は「休み」。
- イ 説明や指示等を受ける場合に、いったん整列休めの姿勢をとり、手を組んだままの位置で自然に下げる。
- ウ 女性は、かばん等を所持している場合には右手の後ろ手を自然に下げる。
- エ さらに休む必要がある場合は、「別れ」の号令で隊列が解かれる。

4 右（左）向け動作

右（左）向けの動作は、「右（左）向け一右（左）」の号令による。

旧正面から新正面に向きを変えるときは、角度は正確にとるようにしなければならない。旋回するときは、左（右）足の親指付け根の膨らみと右かかとを軸とし、ひざを伸ばして右（左）へ90度まわったのち、左（右）足に引きつけ、かかとを同一線上にそろえる。

左（右）かかと右（左）つま先をわずかに上げる度合は、舗装された路上等では、わずかですむが、砂や砂利の上又は草原等の上、あるいは不整地においては、大きくする。



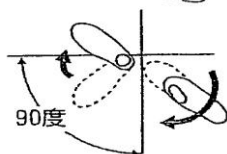
ア 左かかとと右つま先をわずかに上げる。



イ 左かかとと左足指付け根の膨らみで90度右に向く。



ウ 左かかとを右かかにつけて同一線上にそろえる。

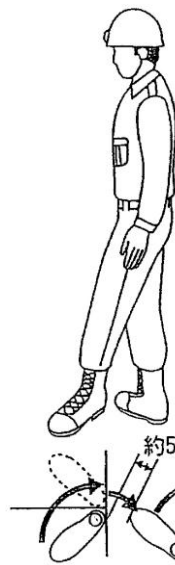
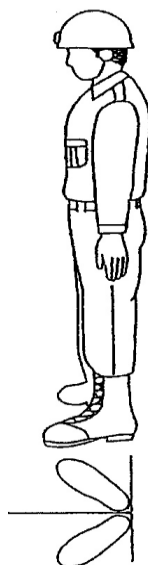


5 後ろ向き動作

後ろ向きの動作は、「まわれ一右」の号令による。

この動作は、180度旋回して全く背面に向きを変えるものである。旋回の角度は正確を期すこと動作終了後速やかに基本姿勢をとる。

基本姿勢



ア 右足をその方向に引く。足先をわずかに左かかから離す。

両つま先をわずかに上げ、180度旋回する。腰の位置を極端に下げない。



イ 右かかとを左かか活発に引きつける。



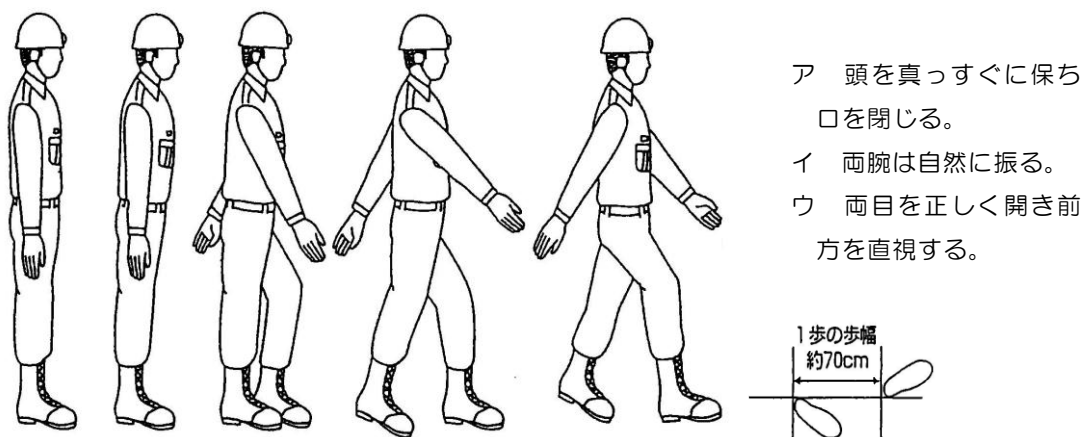
ウ 基本姿勢をとる。

6 速足行進の要領

隊員は、「前へー」の予令の号令で重心をわずかに前に移す。「進め」の動令の号令がかかったら、すぐに行進動作に移れる状態とし、「進め」の動令の号令で左足から前進する。

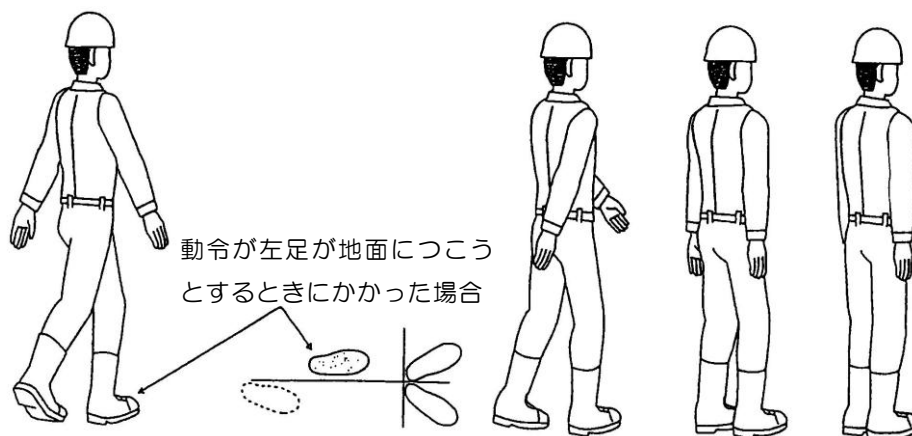
行進は、元気よく節度をつけて、基準の1分間おおむね120歩、1歩の歩幅おおむね70cmで行う。

- ・緊張の余り、踏み出した足と手が一緒にならないように注意する。
- ・発進と同時に右手を前におおむね45度、円弧を描くように振る。



7 速足行進の停止要領

隊員は、「速足一止まれ」の号令で停止する。「止まれ」の動令の号令が、地面に左足がつこうとするときにかかった場合、後ろになっている足を1歩前に踏み出し、次の足を引きつけて止まる。



※号令のかけ方

号令は、予令の号令(下命者の意図を示す)と、動令の号令(即座に行動をおこす)とに区分される。

凡例 予令の号令「前へー」は長く声を伸ばし、動令の号令「進め」は短く大きい声でかける。

第2節 礼 式

1 敬礼の種類

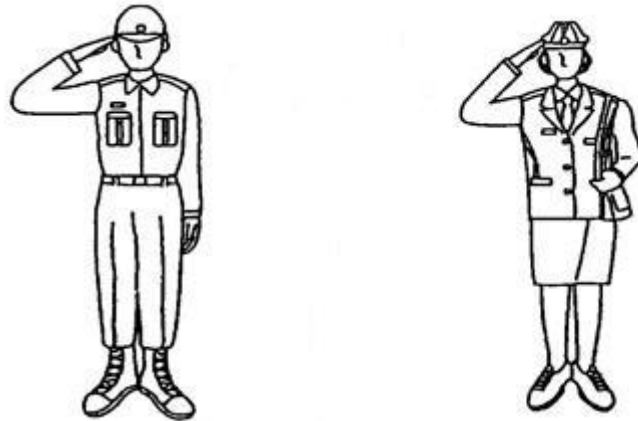
消防における敬礼は、各個の敬礼、部隊の敬礼及び旗の敬礼がある。

- ・各個の敬礼は、隊員各自が行う敬礼である。
- ・部隊の敬礼は、部隊編成したときに行う敬礼の総称である。
- ・旗の敬礼は、儀式等の礼として、旗を持つての敬礼である。

2 敬礼動作

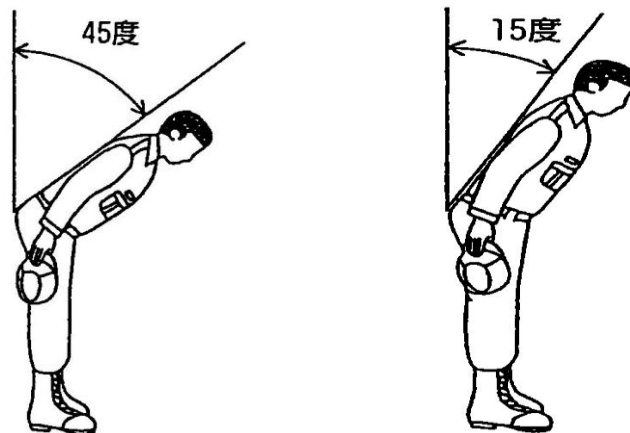
(1) 挙手注目の敬礼

受礼者に向かって姿勢を正し、右手を挙げ、指をそろえて伸ばし、人差し指と中指を帽子の前ひさしの右端にあて、手のひらを少し外方に向け、ひじを肩の方向とほぼ同様の高さに上げ受礼者に注目して行う。



(2) 最敬礼

受礼者に向かって姿勢を正し、注目した後、上体をおおむね45度前に傾け、頭を正しく保って行う。ただし、帽子を持っているときは、右手に前ひさしを摘まみ、内側をももに向けて垂直に下げ、左手はももにつけて下げる。15度の敬礼は、上体をおおむね15度前に傾けて行うほか、最敬礼に準じて行う。

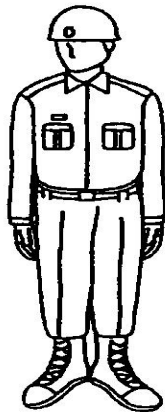


(3) かしら右（中、左）及び注目の敬礼

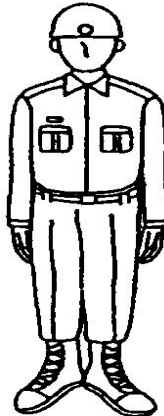
指揮者は上体を受礼者に向け、挙手の敬礼を行い、隊員は注目する。
ただし頭（受礼者に向ける顔の角度）を向ける角度は、おおむね45度までを限度とする。

受礼者や国旗等が移動する場合は、これに対し目迎目送（目と顔を向ける。）をする。

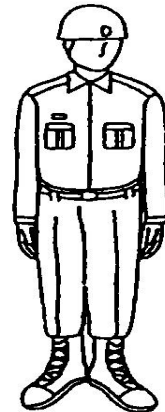
かしら右



かしら中



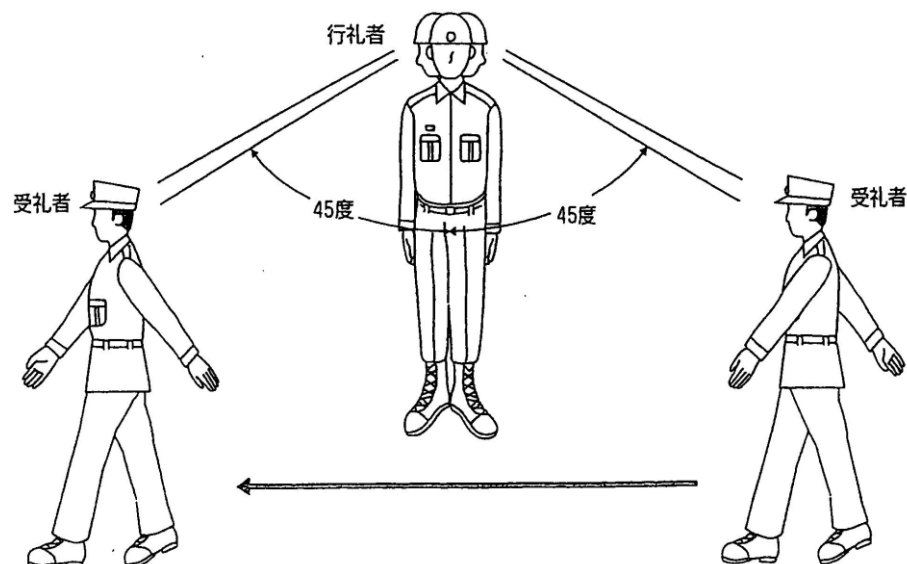
かしら左



3 目迎目送の要領

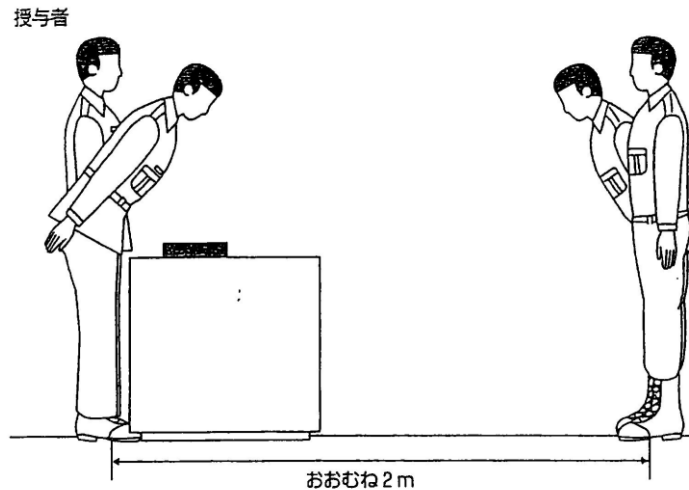
敬礼の開始は「かしら一右（左）」又は「かしら中」で行う。「直れ」で復する。

受礼者若しくは国旗等が移動するときは、これに対して目迎目送をする。

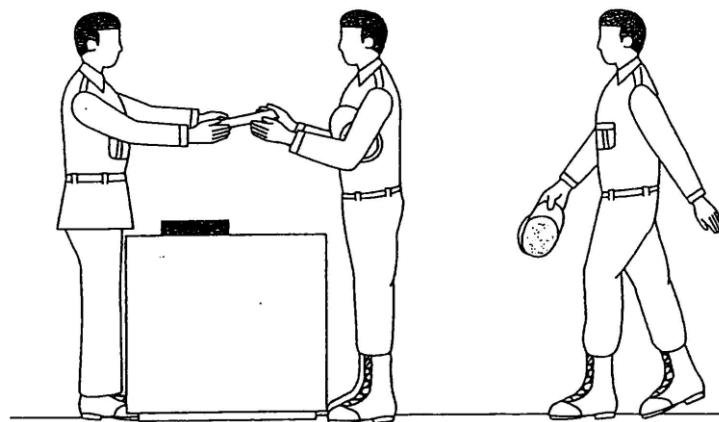


4 室内で辞令・賞状等の受領

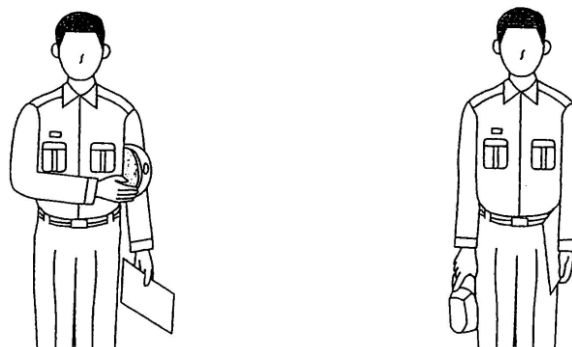
- (1) 原則として、入室後、直ちに敬礼を行うことなく、上司の席から、おおむね 2 m を隔てた位置で敬礼を行う。



- (2) 受領しやすい位置に帽子を右手に持ったまま、おおむね 1 m 前へ進む。授与者から辞令や賞状等を授与する瞬間に帽子を左わきに挟む。
受領するときは右手で行い、同時に左手を添えて辞令等を受け取る。

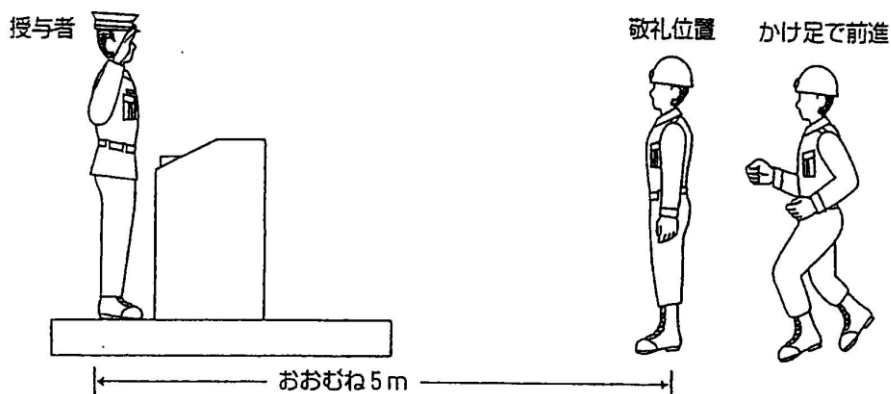


- (3) 受領物品を左手に移し、次いで帽子を右手に移して姿勢を整え、右足から後退して敬礼位置に戻って敬礼をし、右（左）向き又は後ろ向きをしつつ退室する。

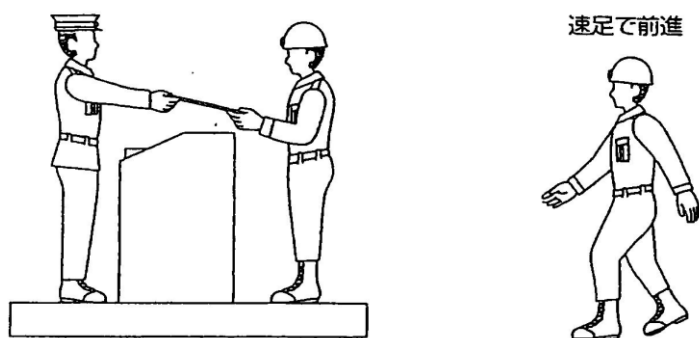


5 室外で辞令・賞状等の受領

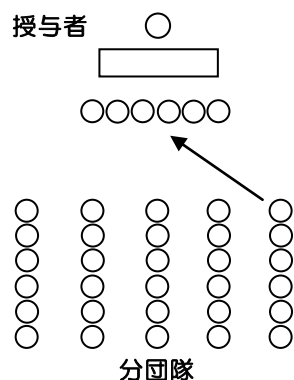
- (1) 授与者からおおむね5 mを隔てた位置で、挙手注目の敬礼を行う。敬礼の位置までかけ足で前進する。



- (2) 敬礼位置から辞令等を受領する位置までおおむね4 mを速足で前進する。
辞令等は着帽したまま両手で受け取って、これをあらため、次いで左手に移して姿勢を整え、おおむね4 mを後退し、元の敬礼位置で敬礼後、右（左）向き又は後ろ向きをし、かけ足で控え位置に戻る。



※ 表彰式において、複数の分団隊が一同に敬礼動作を行う場合は、最右翼の者が号令官になり、「かしら一中」の号令で一斉に「かしら中」の敬礼を行い、「直れ」の号令でもとに復したのち、最右翼の分団隊から順に授与者前へ進み受領し、全分団隊が受領後、再び「かしら一中」の号令で一斉に「かしら中」の敬礼を行い、「直れ」の号令でもとに復し、「回れ右、前へ進め」等の号令で退去するものとする。



・各分団隊が授与者前へ進み、賞状等を受領する際は、敬礼は行わない。

・最右翼の分団隊の指揮者が号令をかける。

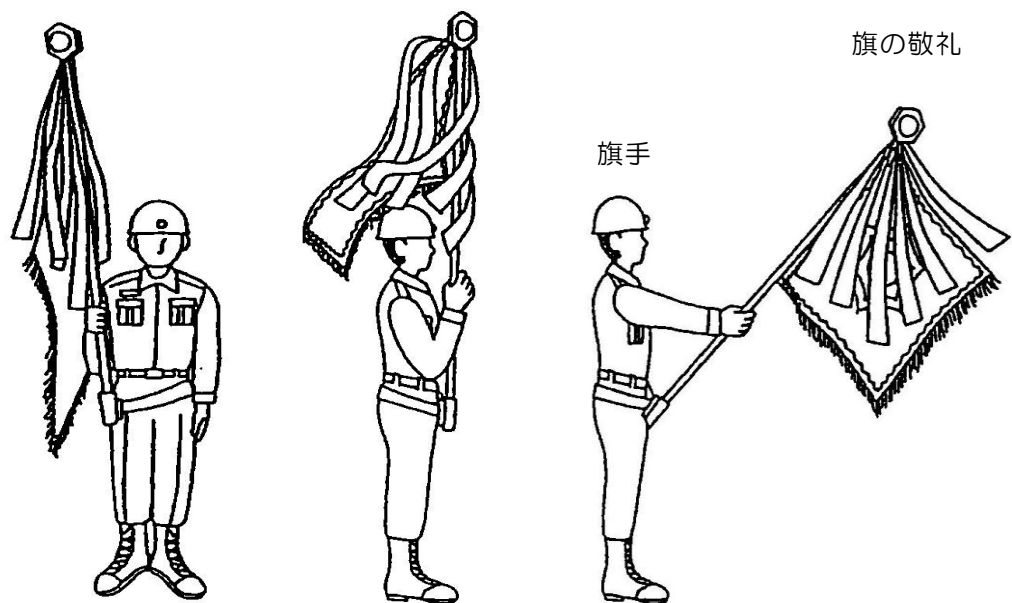
6 旗の敬礼

旗の敬礼は、旗手が旗の下端を右ももにあてたまま、又は「旗竿止バンド」にあてたまま、右手を十分に伸ばし、旗竿を傾斜させて行う。

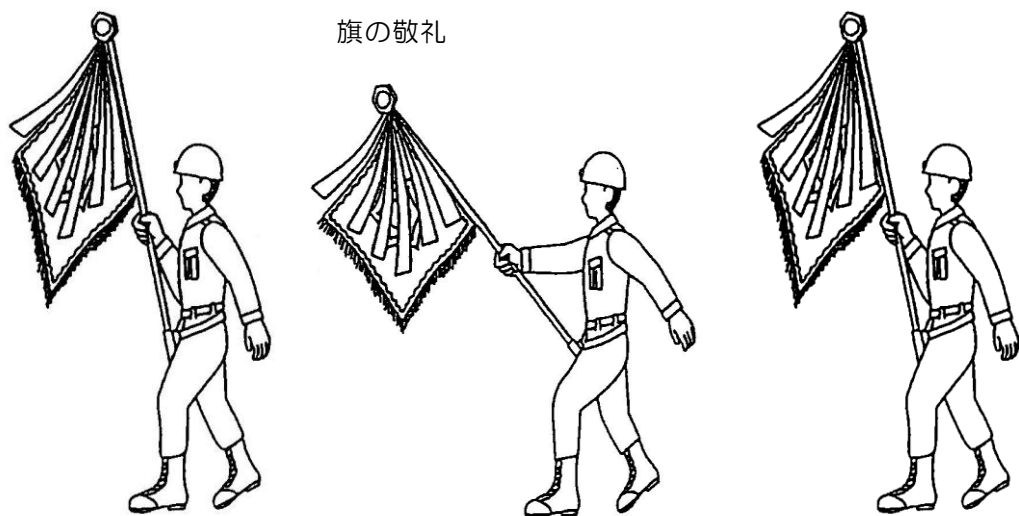
旗手は、旗と一体であるが、旗の敬礼は行うが、旗手自身の敬礼は行わない。

旗の傾斜角度は一定ではなく、旗手の右手を十分に伸ばした状態で、旗の先端が地上等に触れない程度の傾斜であればよい。同型の旗がほかにもあって、それと同時に敬礼を行うときは、できるだけ傾斜角度を同じくするよう留意する。

(1) 停止間の旗の敬礼



(2) 行進中の旗の敬礼

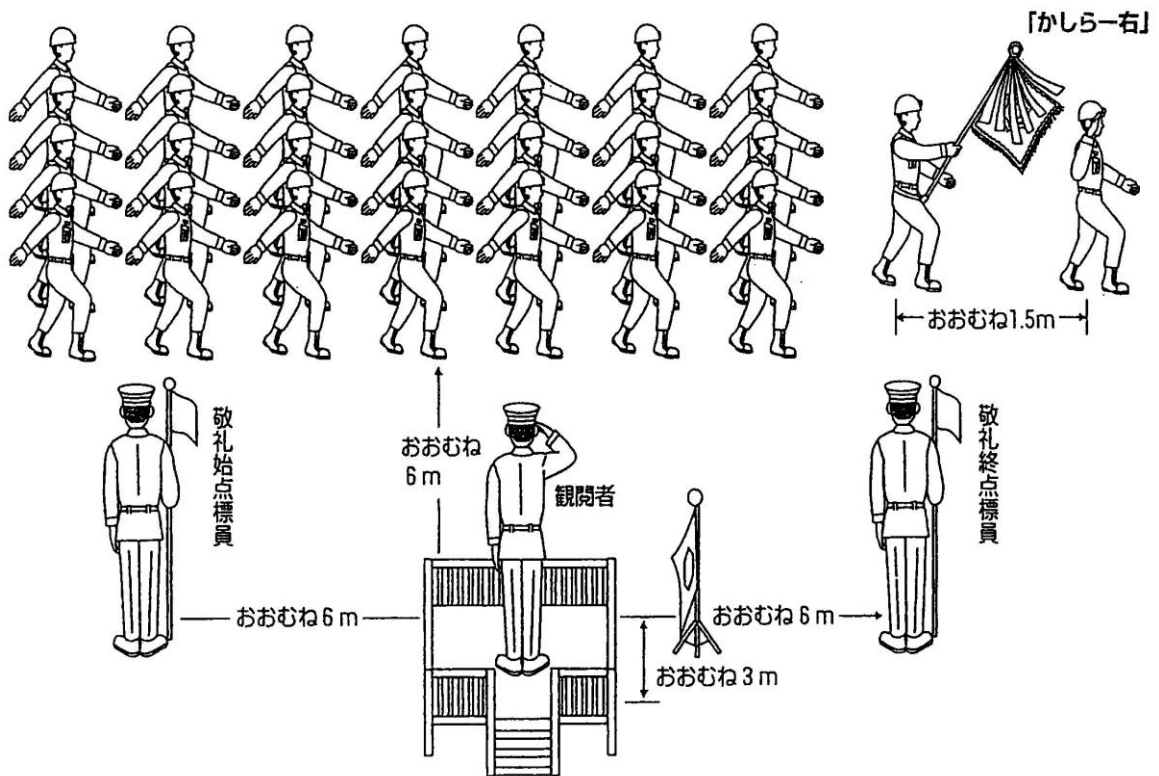


第3節 部隊行進

1 分列行進

分列行進は、各部隊が隊形を整え、順次、行進して観閲者の前で規定の敬礼を行うものである。

行進では、号令者である分団長等が敬礼始点標員の位置にたったら、「かしらー右」の号令をかけ、分団隊等の隊後尾が敬礼終点標員の位置を過ぎたときに「直れ」の号令をかける。



他の隊員



他の隊員は、「かしらー右」の号令で、観閲者に対して頭を向ける角度をおおむね 45 度までを限度に注目しながら行進し続ける。

最右翼前列員



最右翼前列員は行進中の、整頓基準であるために、号令がかかっても観閲者に対して注目せずに、正しく目標に向かって行進し続ける。

参 考 文 献

富山市消防計画	富山市消防局
富山市水防計画	富山市建設部
消防団員必携	東京消防庁
消防団幹部実務必携	(財) 日本消防協会

平成 2 7 年 3 月 発行

編 集 富山市消防局警防課

富山市今泉 1 9 1 番地 1

0 7 6 - 4 9 3 - 4 1 4 1

発 行 富山市消防局

富山市消防団

平成 1 5 年 7 月 発行

平成 1 8 年 9 月 修正（合併に伴う出動計画）

平成 2 0 年 2 月 修正（風害・雪害、土砂災害、国民保護計画対応）

平成 2 5 年 5 月 修正（震災、水災、安全管理）

平成 2 7 年 3 月 修正（特別警報に伴う対応）